

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 9 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成30年9月19日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○吉本議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、3番、山本重信議員、5番、梅田哲也議員、12番、玉田隆紀議員、13番、奥田富代子議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、6番、田畑昭二議員、以上8名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、3番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

山本重信議員。

○山本議員 おはようございます。郁青青クラブの山本です。

議長の許可を得ましたので、岩出市立小中学校全ての普通教室への空調設備設置について、質問をさせていただきます。

今議会において、岩出市市議会議員全員の署名により、小中学校全ての普通教室に空調設備設置の請願書を提出させていただきました。署名した議員を代表して、この件に関する岩出市としての姿勢を質問させていただきます。

地球温暖化の影響か、ここ数年の夏の暑さは、異常と言っても過言でない状態になっております。ことしの夏は、全国各地で40度を超える猛暑日も何日かありました。

そんな中で、愛知県豊田市において不幸な事件が発生したことは記憶に新しいところであります。この事件発生から、政府において、菅官房長官から全国の小中学校の普通教室への空調設備設置を支援していくと表明がありました。全国の普通教室の空調設備設置率については、2017年で49.6%であり、約半数となっており、都道府県によっても大きな差があると言われております。

和歌山県では、小学校で69.3%、中学校で72.6%となっており、昨年度と比較して、設置率が高くなっております。

岩出市においては、保健室、音楽室や図書室等の特別教室には設置されているものの、普通教室の空調設備は未設置となっており、今年度の市政懇談会においても、

空調設備の設置を求める声が各地区で出ていたと聞いております。

先日の新聞で、秋の臨時国会で空調設備を含む公立学校施設に対する補助の予算案を大幅に上程すると出ておりました。

岩出市としても、この機会を捉え、補助金の獲得に努めていただき、市内小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置していただき、児童生徒の健康で快適に学べる環境の整備に努めていただきたいと思います。

こういった現状の中、請願書の趣旨に基づき、岩出市としては、小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置することについて、何点か質問をさせていただきますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

まず1点目、学校施設関係では、空調設備を含めて、老朽化対策等、多額の費用が必要となると思いますが、私は健全財政を確保していくためには、補助金、交付金等の財源確保は不可欠であると考えています。文部科学省の学校施設に対する補助金等の現状はどうなっているのか、お聞きをいたします。

2点目、子供を育てる親としては、今回の豊田市の事件には大きなショックを受けていると思います。恐らく、岩出市の各議員にも保護者から問い合わせや要望がたくさんあったものと思います。私は、ことしのある地区の市政懇談会に出席しましたが、そこでも保護者と思われる方から要望が出されておりました。ここ数年の間、市民の皆様からの空調設備設置に対する意見や要望はどれだけあったんでしょうか、お聞きをいたします。

最後に3点目ですが、これまでの岩出市教育委員会として、空調設備設置に関してどのような取り組みをされてきたのか。また、今後の取り組み方針について、具体的な方針があればお聞かせください。

以上3点、よろしく答弁をお願いします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

山本議員の一般質問、岩出市立小中学校全ての普通教室へ空調設備設置についての3点目、これまでの取り組みについてをお答えをいたします。

空調設備にかかわらず、施設整備については、議員の御指摘にもありましたように、健全財政を堅持していくためには、補助金、交付金等の財源確保は不可欠であるというのが基本的な考え方であります。

これまでの取り組みとしましては、学校施設の関係では、国の補助金を活用しな

がら耐震化対策、老朽化対策、トイレ改修等を実施してまいりました。また、市民プールについても、今年度、補助金の採択をいただき、新プールの建設を進めているところであります。

空調設備の設置については、今後の取り組み方針ですが、基本的な方針といたしましては、国の補助金を活用して、中学校2校、小学校6校の全ての普通教室に空調設備を設置していく方針であります。

その他の質問については、担当部長からお答えさせます。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 山本議員の1点目、財源の確保についてであります。まず、議員ご指摘のとおり、社会保障費が年々増加している中、健全財政を堅持していくためには、自主財源はもとより、国、県等の補助金、交付金などの財源確保、特に施設整備には大きな予算が必要となりますので、補助金、交付金の獲得は不可欠なものと認識してございます。

文部科学省の学校施設に対する補助金の現状についてお答えいたしますと、公立学校施設整備費、当初予算額の平成10年度から平成30年度までの20年間の推移を見てみますと、平成10年度の当初予算額は1,731億円、平成23年度で805億円と1,000億円を下回り、平成30年度では682億円となっており、20年前と比較いたしますと、約3分の1に減額されてございます。

また、この間、補正予算も計上されておりますが、平成24年度からは東日本大震災復興特別会計やその他の全国の被災地に対する支援が優先されてきたのが実態であると聞いてございます。

そんな中において、本年6月6日、全国市長会において、これまで校舎や体育館の耐震化を優先的に進めてきたが、築40年以上の施設が多数あり、今後、新增築、老朽化対策等に係る事業費が増大していく。また、空調設備、トイレ改修、給食施設整備等についても早急に事業を進める必要がある。

国は、公立小中学校施設の実態を踏まえ、速やかに子供たちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、積極的な措置を講ずるよう強く要望するとして、1点目として、新增築、老朽化対策、空調設備、トイレ改修、給食施設整備等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保すること、対象事業の拡大や補助率の引き上げ等の財政措置の拡充、2点目に、平成30年度において補正予算による十分な財政措置を講じること、速やかな事業執行ができるよう早期内示に努めることを決議し、関係省庁に要望しているとのことでご

ございます。

2点目の市民からの要望状況についてですが、直近の市政懇談会では、平成29年度では要望はありませんでしたが、平成29年度では、事前要望が3件、会場での意見が1件ございました。平成30年度では、事前要望が3件、会場での意見は6件ということでございます。

3点目のこれまでの取り組みについてであります。先ほど市長がお答えしたとおりであります。空調設備の整備については、数年前から夏休み期間の短縮を前提に、文部科学省と協議を重ねてまいりましたが、国の採択基準において、空調設備の優先順位が低いのか、あるいは国の補助枠が限られていることもあり、厳しい状況が続いていたというのが実情でございます。

今後の取り組み方針についても、先ほど市長がお答えいたしました。空調設備の整備について、国が全ての費用を負担してくれるわけではございません。学校施設については、ほかにも多額の費用を要する事業がございますので、補助金などの財源確保とほかの事業とのバランスも考慮して進めてまいります。

設置スケジュールにつきましては、補助金などの採択が決定していない現状において、具体的なお答えはできませんが、可能な限り早期設置に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議員全員の請願に承えていただけるという答弁をいただき、ほっとしていますと同時に、私たち議員としても大変喜ばしいことでもあります。請願を出している手前、余りしつこく聞くのもいかなものかと思っておりますので、最後に1点だけお聞きをいたします。

空調設備を設置することによる影響についてです。設置費用は膨大なものになると思いますが、設置するだけでなく、当然のことながら、電気代、維持管理に係る費用とランニングコストもかかってきます。また、空調設備を設置している市町村では、工事のため、夏休み等の期間も見直しています。ほかにもいろいろな影響が出るものと思いますが、どのような影響等を想定しておられるのか、現段階で想定していることがあれば聞かせてください。

その中において、もし困難と思われるようなことがあれば、私たち議員として、全力で応援していきたいと考えておりますので、全ての普通教室への空調設備の円滑かつ早期の設置をお願い申し上げまして、再質問とさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

空調設備設置に係る影響についてのご質問です。

空調設備については、電気、ガスなど、さまざまな機種がありますが、設置費につきましても、電気での概算では、1校で約1億円、8校で8億円の事業と想定してございます。

設置後においては、電気使用料や維持管理に係る費用が必要となります。電気使用料について、関西電力株式会社に問い合わせてみましたところ、例えば、岩出第二中学校の現状の契約料金で試算いたしますと、平成29年度の使用料が438万3,608円です。空調設備を設置して、年間で400時間の稼働をいたしますと、電気使用料が43万9,702円ということで、約10%の増ということになるようでございます。

平成29年度の小学校6校の電気使用料合計が1,499万3,090円、中学校2校で715万3,910円、小中学校合計いたしますと2,214万7,000円ということになります。約10%の電気料と試算いたしますと、2,436万1,700円ということになります。

また、夏休みなどの長期休業期間についてですが、空調設備の設置により最も影響が出るのは夏休みでございます。ほかの市の状況を見てみますと、和歌山市で7日、海南市で11日、新宮市で6日の短縮ということになってございます。ほとんどの市で夏休み期間を短縮するなどの措置がとられているということでございます。

いずれにしましても、授業日数との関係もありますので、休み期間についても十分検討していく必要があると考えておりますので、最終的には教育委員会に諮ってまいります。

その他空調設備設置に係るさまざまな影響につきましても、その都度対応してまいります。議員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、山本重信議員の一般質問を終わります。

通告2番目、5番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式でお願いいたします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 おはようございます。5番、岩出クラブ、梅田哲也でございます。

議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で、主に教育のテーマについて一般質問をさせていただきます。

1 番目の質問は、コミュニティスクールについてでございます。

地域と学校をつなぐきのくにコミュニティスクールの導入が、県内公立学校で進んでいます。コミュニティスクールとは、学校に学校運営協議会を置いて、保護者、地域、企業などの代表が委員となって、学校運営に参画する仕組みで、文部科学省が推進しております。いわば地方創生のプラットフォームになると私なりに考えてございます。

和歌山県においては、地域が学校の支援を担うきのくに教育コミュニティと両輪で、来年度までに公立全校で取り入れると聞いてございます。

岩出市においては、今年度は、根来小学校、山崎北小学校で先行実施し、来年度から全小中学校で実施の予定になっております。コミュニティスクールは、距離が生じている学校、地域、家庭の関係を改めるのが目的で、学校に市町村の教育委員会が任命した委員による学校運営協議会を置き、学校と地域が目標を共有し、どのような子供を育てていくかを話し合う場となります。

コミュニティスクールとは、一言でいえば、保護者や地域住民が、一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校と言えらると思っております。2004年に地域教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条が改正されて、各学校に学校運営協議会を置くことができるようになり、また、昨年4月より教育委員会にコミュニティスクール設置が努力義務化されました。この学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティスクールというわけです。

イギリスやオランダ、いわゆるヨーロッパ諸国にもコミュニティスクールがありますが、諸外国と日本では制度が大きく異なります。イギリスの場合は、全国の学校ごとに選挙で選ばれた5ないし6名の理事から成る理事会があります。経営や人事に関する権限は理事会が持っていて、日本の私立学校に近いイメージだそうです。校長も理事会に任命され、その方針に従って学校運営をすると聞いております。

日本の場合は、コミュニティスクールになっても従来と変わることなく、学校の最高責任者は校長であり、予算や人事については教育委員会でございます。その中で、学校運営協議会は3つの働きを持ちます。1つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針について承認することで、これは必須条件です。2つ目は、学校運営について、教育委員会や校長に対して意見を述べるができるということです。3つ目に、教職員の任用に関しても教育委員会に意見を述べるができるということです。

従来も、岩出市内の各小中学校には、地域連絡推進協議会、学校評議員等があっ



て、地域の皆様から子供の様子、学校の問題点等々を聞く情報交換の場があったわけですが、来年度以降、全ての小中学校がコミュニティスクールになると、いわゆる学校運営協議会ができて、その協議会が法律に基づいた公式の機関になるということと理解しております。

今述べたことを踏まえまして、3点について質問をいたします。

1点目は、本年度より先行実施しております根来小学校、山崎北小学校における、スタートしてまた数カ月ですが、現状における問題点と課題についてお聞かせください。

2点目に、岩出市教育委員会規則では、15名以内となっております委員さんの人選について、どういう方々を想定されているのか。また、その規則によりますと、委員は報酬は無償ということになっておりますが、委員は特別職の公務員であり、学校運営協議会も、年間の開催頻度につきましても、年間5～6回以上が想定されてまして、当然、守秘義務も課され、非常に重要な立場にあることことから、市の審議会等々で支給している日当等を支給してはどうかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

3点目に、コミュニティスクールになりますと、特に校長先生は、地域の行事への参加を含めて、いろんな会合に参加するなど、どんどんと地域に出て、地域の人たちとのつながりをつくって、学校を取り巻く地域社会を動かせることも必要になってくると思います。まさに、校長のコーディネート力、管理力、マネジメント力にかかっていると思いますが、市としての指導助言体制はどうかされるのか、お聞かせください。

1点目は以上です。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 梅田議員のコミュニティスクールについての一般質問にお答えいたします。

1点目から3点目まで、全て関連していますので、一括してお答えいたします。

本市におけるコミュニティスクールは、本年度から先行的に山崎北小学校と根来小学校で、学校運営協議会を設置して動き出したところです。コミュニティスクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて、ともに協働していく仕組みであることから、両校とも情報や情報を共有している段階であり、現時点においては、問題点や課題について検証できる

ところまでは至っていないのが現状です。

都市化や核家族化が進む岩出市では、地域のつながりやコミュニティが希薄化してきており、家庭や地域の教育力という面では課題と考えています。

山崎北小学校及び根来小学校が1学期に実施した第1回学校運営協議会において、各委員から活発で建設的な意見が出されていたことから、コミュニティスクールを組織的、継続的に確立するためには、委員のご質問にもあります学校運営協議会委員の人選は重要であると考えております。

学校運営協議会の人選につきましては、岩出市学校運営協議会規則に、協議会の委員は15名以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、対象学校の校長、教職員、その他教育委員会が適当と認める者のうち校長から推薦を受け、当該校長から意見を聴取し、教育委員会が任命するとなっております。

議員ご指摘の委員は、特別職の地方公務員であるため、委員報酬の支給について、条例化の準備を進めてまいりたいと考えております。

3点目の校長のコーディネート力につきましては、まずコミュニティスクールの導入に伴い、校長が作成する学校運営の基本方針を学校運営協議会で承認することが必須となります。

このことにより、開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校へと転換していくことを目指し、関係者が当事者意識を持って、熟議を重ね、学校と地域の人々が協働した活動を行ってまいります。

学校が組織として力を発揮するためには、校長のリーダーシップのもと、教職員全体がチーム力として力を発揮できるよう、マネジメント力を強化する必要があります。

今後、コミュニティスクールを円滑に進めていくためには、校長の役割はもちろんのこと、それ以上に、地域をよく知り、関係者をつないでいくコーディネーターを確保していくことが重要になります。

市教育委員会としましては、引き続きコミュニティスクールに関する情報を各学校などに提供するとともに、教育委員会主催のコミュニティスクールに係る研修会等を計画、実施してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今の答弁を踏まえまして、4点ばかり質問させていただきたいと思いません。

1番目に、学校運営協議会の協議結果などの情報の伝え方について、どのようにされるのか。想定されるのは、学校だより、校長だより、学校のホームページ等々が想定されますが、どういうことを想定されているのか、お聞かせください。

2点目に、コミュニティスクールにかかわる運営経費、いろんな行事等々やりますので、当然運営経費もかかってきますので、その運営経費についてはどのように考えられているのか、お聞かせください。

3点目に、学校運営協議会は協議のための仕組みですが、実際には学校支援組織を位置づけている例が多いようですが、今現在も各種団体やボランティア等々による学校支援活動が実施されていますが、コミュニティスクール実施後の理想の形、理想形について、教育委員会としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

4点目に、各小中学校のホームページについてお聞きをいたします。コミュニティスクールになりますと、広報面の充実が非常に大事になってくると思います、特に地域住民に対しての。つまり地域住民に対しての発信力がより必要となってくると思います。現状の各学校のホームページを見ますと、わかりやすく、しっかりと学校の方針、行事等を閲覧できるようにしている学校もあれば、長く更新をされていない学校も一部にはあります。今後、コミュニティスクールとして活動していく中で、教育委員会として指導していくことが必要ではないかと考えますが、教育長のご所見をお聞かせください。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

4点ございました。1点目、4点目、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

情報の伝え方ということですが、コミュニティスクールに限らず、学校などの取り組みを外部に発信すること、今後ますます重要になってくると考えてございます。その手段としまして、議員ご指摘の学校だよりや校長だより、こういったものを活用することも考えてございます。ほかの先進地域ではコミュニティスクールだよりというのを作成してございまして、保護者だけでなく、自治会などの回

覧板にも挟んでいただくと。そして、地域に広報しているというところもございません。また、学校ホームページを活用することで、より広く情報を公開できることから、今後も各校のホームページを有効活用するよう、教育委員会としては指導してまいります。

何より学校運営協議会の中で、学校、地域に合ったより効果的な情報提供の仕方、あるいは作成方法などを検討して実行していくことが必要であると考えてございます。

次に、学校運営経費、どのように考えているかというご質問ですが、本年度の当初予算では43万1,000円計上してございます。これはコミュニティスクールの立ち上げに伴う県費補助金の一部活用してございます。今後、必要な運営経費につきましては、今年度の実績なども踏まえて精査して検討してまいります。

それから、コミュニティスクールの理想形をどう考えているのかというご質問ですが、国や県が示している例としましては、学校運営協議会は、それぞれの取り組みや活動について、何を目標、目的にして行うのか、どのように行うのか、効果的な手段はどうか、それから、学校の教育課程にどう位置づけるのかなどを協議や熟議を通じて明確にしてまいります。

その問題や課題を解決するため、具体的に活動する人たちが、従来からある各種団体やボランティアさんなどの教育コミュニティと言われている学校応援団の方々でございます。

それぞれが持つ役割を十分機能していただくということで、両輪としての相乗効果を発揮していただき、学校運営の改善に結びつき、また継続的に協働して、地域とともにある学校づくりに取り組んでいくということを期待しているものでございます。

最終的には、コミュニティスクール導入により、地域が人を育み、人が地域をつくる、つまり地域の人も当事者意識を持って学校運営に参画していただき、学校も地域へ還元していくということで、学校を核とした新たなコミュニティが構築されるということが理想形であるというふうに考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

○梅田議員 2番目に、読書好きの子供の育成について、お聞かせください。

岩出市では、教育目標として、学力向上と読書活動の推進を目標に、児童生徒が本を身近に感じ、読書習慣を身につけられるよう、さまざまな施策を講じているところ です。

去る4月23日に文部科学大臣から、2018年度子供の読書活動優秀実践校として岩出市小学校が表彰されました。和歌山県では、小学校では2校と聞いております。大変うれしいことで、関係者の方々に敬意を表するところでございます。

その内容を紹介させていただきますと、10年から続く保護者による朝の本の読み聞かせ活動です。現在は、保護者15名で構成するボランティアグループ「読み聞かせ隊」のメンバーが、週ごとに対象学年を決めて、始業前に20分程度、絵本や小説などを読み聞かせているそうです。本の選定は、ひな祭りやクリスマスなど季節の行事に合わせた内容のほか、子供を狙った凶悪事件が報道されたときなどは、登下校中の安全や命の大切さを訴える本を選ぶなど、社会の動きを見据えて工夫を凝らしたり、防災に関連したエピソードや昔話の紹介にも力を注いでいるそうです。

読み聞かせのほか、児童向けの本棚を廊下や教室にも配置し、本との距離が近いなど、私も見学させていただきました、感じた次第です。

また、図書担当の先生が、市立図書館の司書と連携し、本の魅力を伝えるために、ビブリオバトルやブックトークも行っていると聞いております。

図書室をより利用しやすくするために、2限目と3限目の間の20分の休憩時間も図書室を開放し、図書の分類も一般の図書館と同じ十進分類法に変更したということです。

文部科学大臣表彰は、こうした取り組みが評価されたものだと思います。

それでは、紹介させていただきました岩出市小学校の文部科学大臣表彰を踏まえて、質問させていただきます。

1点目に、この受賞の意義と、ほかの学校でもさまざまな読書活動推進の取り組みをされていると思いますが、その波及効果についてお答えください。

2点目に、市では小学校入学時にうちどくノートを配布し、読書活動の推進に力を入れておりますが、大変コンパクトで、保護者の方々にも子供の読書に関心を持っていただくためのよくできたツールだと思いますが、この利用状況と問題点、さらに今後の読書活動への対応について、お聞かせください。

3点目に、小学校では平成26年9月より、中学校では平成27年9月より実施された司書派遣事業が、岩出小学校の受賞にも一定の役割を果たしていると思いますが、授業の実施前と以降の各学校の図書室の状況と貸し出し冊数の変化について、お答

えください。よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 2番目、読書好きの子供の育成についての1点目、岩出小学校の文部科学大臣表彰の意義と他校への波及効果について、お答えいたします。

岩出小学校が文部科学大臣表彰を受賞したことは、学校教育の指導の方針と重点事業の中で、読書活動の推進を掲げている岩出市として、大変意義のあることであると考えております。岩出小学校の受賞理由は、議員のご説明のとおり、さまざまな取り組みを評価されたものでありますが、岩出小学校だけが特別な取り組みをしているのではなく、他の学校においても、学校図書館の環境整備や読書活動の充実に取り組んでいる成果であると考えております。

例えば、岩出図書館と同じ日本十進分類法に基づき、図書の分類の統一化や読み聞かせボランティアなどの活動、中学校では岩出市図書館で実施しているビブリオバトルに出場するなどの取り組みも進んでおります。

今回の受賞は、岩出市全体の取り組みを岩出市小学校が代表して受賞したものであると認識しており、今後も岩出図書館や家庭、地域の方々と連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、2点目のうちどくノートの利用状況と今後の対応についてですが、うちどくノートは平成24年度に家族ふれあい読書推進事業の取り組みとして作成して、毎年度初めに配布対象学年の児童生徒に小中学校を通じて配布しております。事業開始時は、うちどくノートの利活用がなかなか進まない状況でしたが、平成26年度から司書派遣事業が始まり、教員や児童生徒への周知を図ったり、学校図書館にうちどくにお薦めの本を展示したり、また岩出図書館で各小中学校から選出された児童生徒のうちどくの記録の展示を実施するようになったことで、徐々に利活用が進んでまいりました。

岩出図書館としましては、さらに推進するために、昨年度から小学校低学年から習慣的にうちどくに組みんでもらえるよう、小学校の就学時健診の際に、図書館職員が各小学校に出向き、保護者への周知啓発を直接行っております。うちどくは家庭での読書活動を促進するだけでなく、家族がコミュニケーションを図る手段としても有効であるので、今後も学校と連携して、家庭への啓発を行いながら、うちどくの推進に努めてまいります。

次に3点目、司書派遣事業実施以降の各学校の図書室の状況と貸し出し冊数の変

化につきましては、司書派遣事業後、配架や掲示物の充実など環境整備が進むとともに、学校司書がいることで、あかすの図書館から開かれた図書館へと変化してきました。

また、学校司書と連携した授業や授業に活用する団体貸し出しもふえ、教員の授業や指導力も向上し、結果として、言語活動、読書活動の充実につながってきています。

小中学校の貸し出し冊数につきましては、団体貸し出し冊数で比較しますと、司書派遣前の平成25年では752冊であったのが、平成26年度で1,768冊、平成27年度では5,398冊と増加しております。何より中学校では、司書派遣前の団体貸し出し冊数がゼロ冊であったのが、昨年度581冊と増加し、中学校でも図書館を活用していることがわかります。

今後も岩出図書館と連携しながら、専門的な知識を有する学校司書を有効に活用して、子供たちの学力向上はもちろん、生涯を通しての読書活動充実の基盤を醸成してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今も教育長から答弁あったんですけど、小中学校の貸し出し冊数も非常にふえていると。中学校でもゼロであったものが581冊ということで、増加しているということで非常にうれしい限りなんですけど、やっぱり今読書離れというのは進んでいまして、だんだん活字に接する、スマホであるとか、インターネットであるとか、そういうところから見てしまっ、どうしてもそういう嫌いがあると思うんですけど、やっぱりそうなりますと、乳幼児期からの読書習慣をつけるということも必要ではないかと思いますが、図書館との連携はどないなっているんか、非常にあれやと思うんですけども、具体的な施策についてお答えをいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

就学前の読書習慣に向けた取り組みということですが、現在、生活福祉部の保健推進課で4カ月健診時に本を配布するブックスタート事業というのを実施してございます。今年度から、図書館では乳幼児期から読書習慣をさらに定着させるために、1歳8カ月児童の健康診査対象者に図書館への案内状を配布し、来館者には親子での読み聞かせに適した絵本のプレゼント、ブックリストの配布を行い、読書相談に

応じるとともに、図書館の利用カードの作成やお話し会などの案内も行う親子読書支援事業を実施してございます。親子での継続的な図書館利用の促進と読書の推進を図ることで、就学前の読書活動の習慣化にもつながるものと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目に、本年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の課題について、お聞かせください。

文部科学省は、7月31日に小学6年生と中学3年生を対象に4月に実施した2018年度学力・学習状況調査の結果を発表しました。県内の平均正答率は、小学校が、国語Aで調査開始以来初めて全国平均を上回る72%、全国平均が71%で、10位、国語Bは全国平均と同じ55%、算数A・Bはそれぞれ63%、51%と全国平均と比べてマイナス1%ということで、全国平均よりちょっと下回ったということです。

中学校では、数学Aでは平均を上回る67%、これは全国平均が66%で、10位となっています。国語A・Bでは75、59、全国平均76、61、数学Bでは46%、全国47%と、全国平均をちょっと下回ったと、こういう水準です。

生活学習環境に関するアンケート調査では、勉強が好きですかとの質問に、当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した割合は、小学校算数では64.8%で、全国平均64%、0.8%上回りましたが、小学校理科、中学校数学では、全国平均をやや下回り、中学校理科では、全国平均62.9%を大きく下回る57.2%にとどまったということです。

県全体では、小学校を中心に、学力や授業に対する意識に少しずつではありますが、改善の傾向にあるということですが、岩出市においてはどうですか。今後の課題とあわせてお聞かせください。

2点目に、生活習慣等に関するアンケート調査から分析された岩出市の子供の特徴と今後の市としての対応、対策について、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 本年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の課題についてのご質問に、お答えいたします。



1点目の結果と課題についてですが、全国学力・学習状況調査の市全体の結果としましては、小学校では、全国平均にほぼ近づいてきており、一部県平均を上回った教科もあります。昨年度と比較しても、全国及び県との差は、算数Bの全国平均を除き、全て縮まっています。

次に、中学校につきましては、全国及び県平均を全教科で下回り、前年度と比較しましても、全国平均との差も広がり、課題は小さくありません。

岩出市では、学力につきましては、年2回の学力調査を活用して、ツーサイクルで検証しております。今回の調査結果から、昨年10月実施の県学習到達度調査以降の取り組みがどうであったかを分析検証し、成果や効果があった取り組みは継続拡充してまいります。反対に効果が余り見られなかった取り組みにつきましては、改善プランを作成して、事業改善等に取り組みを既に8月末に臨時校長会を開催して指示しているところです。

2点目の生活習慣等に関するアンケート調査から分析された特徴と今後の対応についてですが、全国学力・学習状況調査は、学力調査とアンケート調査があります。家庭学習につきましては、小学校では随分改善され、全国平均を上回る状況になってきましたが、中学校において、家で学校の授業の予習・復習をしていますかについては37.3%で、全国平均と比較しても約18%下回っています。

次に、学校の授業以外に、ふだん1日当たりどれぐらいの時間勉強していますかの項目では、14.5%の生徒が全くしないと回答しており、この数値は全国平均の約3倍となっています。また、家庭では、テレビやビデオ、DVDを見たり、ゲームをしたり、インターネットをしたりして過ごしているの割合が高いことから、子供たちの家庭での過ごし方に改善の必要があると考えます。これらの結果から、家庭学習の定着率が学力に反映している要因の1つと考えられます。

議員ご質問にありましたコミュニティスクールにつきましては、来年度、全校8校で設置しますので、今後、学校運営協議会の中でも学力向上や家庭教育、基本的な生活習慣等について情報を共有し、学校だけではなく、家庭や地域を含め、具体的な取り組みや啓発活動など、実践するよう指導してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点をお聞かせください。

ことは3年ごとに行われる理科の学力調査というのも実施されておりますが、全体に理科離れと言われておりますけども、岩出市の児童生徒の結果と今後の課題

について、お聞かせください。

2点目に、昭和30年度の全国学力調査の理科の結果では、実験から得られる結果を見通し、実験結果をもとに分析し、考察して、その内容を記述することに課題があるということですが、そのためには理科室の実験器具、観察器具の充実が必要であると考えますが、市内の小中学校ではどうなっていますか、お聞きをいたします。以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

まず、理科の結果でございますが、前回同様、小学校、中学校ともに全国平均を下回ってございますが、全国平均との差というものは、前回とほぼ変わっていないというのが現状でございます。小学校低学年からの底上げが必要であるのかなというふうに考えてございます。

それから、備品でございますが、学習指導要領に示された内容を学習するための必要な備品は、全てそろえてございます。備品購入につきましては、理科教育施設整備費など補助金、これは理科教育振興法に基づくものでございますが、これを活用して、設備の充実を図っているものでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお聞かせください。

先ほど教育長の答弁で、中学校において、家庭学習面で予復習している生徒の割合37.3%、これは全国平均55.3%と比べてマイナスの18%、大変見劣りする状況です。また、全く勉強してないという生徒が14.5%と全国平均の3倍ということで、非常にちょっと大変なことというふうに認識します。

中学校での学習が将来の社会人としての基盤となるということは言うまでもありません。来年度実施されますコミュニティスクールの学校運営協議会においても、当然このことをしっかり取り上げていただき、いろんな部会もつくれるわけですが、学力向上部会というのもしっかり立ち上げていただいて、しっかりした対応策を協議していただき、それをとと思いますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

アンケート調査の結果で、何点か申し上げました。その中で、勉強しない生徒がふえているということでございます。先ほど、1回目の答弁で教育長がお答えいたしました。コミュニティスクール、来年度で8校設置いたします。今、議員からのご提案で、学力向上部会ですか、こういった提案もございましたので、それぞれ学校運営協議会の中で検討したいと、このように考えてございます。

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告3番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、このたびの台風21号及び北海道胆振東部地震により甚大な被害に遭われた皆様に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の一般質問は、災害対策について3点、ごみ対策について2点、質問をしたいと思います。

まず、1番目の災害対策についてですが、本年は予想を超える暴風雨や地震により、日本各地で甚大な被害が発生しております。岩出市においても、台風21号の影響で長時間の停電が発生、各地域では自宅の壁が剥がれたり、屋根の瓦が吹き飛ぶなど、さらには電信柱が倒壊、その影響で自宅の一部が破損するなど、さまざまな被害が市民を襲いました。

今回の台風や停電の経験、体験により、地震の無力さや、また事前に万全な災害対策の必要性を痛感したところでございます。

災害発生時に市民を支えるシステムが、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自で開発したシステムで、平成30年7月時点で975の自治体が導入、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターで、全国の地方公共団体に無償で提供され、さらに機能が改良しております。

被災者支援システムの主な機能は、被災者支援システムを初め避難所関連システムや緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋管理システム、被災予測等復旧・復興関連システム、避難行動要支援者管理システムで、住民基本台帳をもとに被災台帳を作成、現在では最新の情報を毎日自

動更新されるなど、システムが充実され、さらに被災者支援システム全国サポートセンターが無償で講師を派遣するなど、全面にわたりサポートをしていただけます。

この被災者支援システムの一般質問に取り上げたのが平成23年であります。今回で3回目となります。災害発生時から岩出市民を守り、さらには市職員の負担軽減にもつながると思うことから、1点目の被災者支援システムの現状と研究結果について、2点目に、避難行動要支援者名簿の整備について、3点目に、被災者支援システムの導入の考えについてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員ご質問の1番目、災害対策についての①被災者支援システムの現状と研究結果についてと、③被災者支援システムの導入の考えは、について、一括してお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、平成23年第2回定例会及び平成28年第3回定例会で玉田議員からご質問いただき、今後研究をしてまいりますと答弁をさせていただきました。

先ほどの玉田議員の説明にありましたとおり、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が開発し、住民基本台帳データをもとに、被災者台帳の作成や迅速な罹災証明書の発行を可能とするものであります。また、現在、地方公共団体情報システム機構から無償で提供されており、900を超える地方自治体で導入されております。

ご質問以降、他の機関や企業が開発した同様のシステムの比較検討を行ってまいりましたところ、費用対効果も含め、地方公共団体情報システム機構から提供されている同システムが最も有用であると判断をしております。

今後、早期の導入に向け、機器や運用環境の整備を進めてまいります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 2点目、避難行動要支援者名簿の整備について、お答えをいたします。

平成25年の災害対策基本法改正により、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成や本人同意の上、消防、警察等へ情報提供することが義務づけられました。本市では、避難行動要支援者に該当する方の登録を行い、定期的に更新をしており、平成30年9月1日現在、1,654名の方が登録をされおるところでございます。

このうち事前に消防等の関係機関へ名簿情報を提供することに同意された方377名については、既に名簿提携をしております。さらに、個別支援計画作成を希望されている方に関しましても、戸別訪問により聞き取り等を行い、順次作成を進めているところです。

また、名簿の登録申請については、広報、ウェブサイト、介護支援事業所等での周知のほか、障害者手帳交付時には申請について窓口で説明し、介護認定後の保険証送付時には申請書等を同封し、制度の周知を行っておるところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず、答弁いただきまして、被災者支援システムを前向きに考えていただけるという答弁でございます。今現在、無償で講師を派遣するなど、そういった体制がとられていますけれども、講師を呼んで話を聞いたとか、そういったことが今まで行ったことがあるのか、今後そういう計画があるのか、1点と、それと、2点目の避難者行動要支援者名簿の整備なんですけど、今後の方針、どのようにされていくのか、お聞かせをお願いします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

今回、ご質問のあります被災者支援システムの事前の説明会等、今まで受講したかというか、そういうご質問であったかと思いますが、今まで受講してはおりません。ただ、今後も早期導入に向け整備を進めていきますので、当然、その使い方についての説明も受けていくというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者名簿整備に関する今後の方針というところでございます。今後は、事前の提供に同意いただいた方の名簿や、それから個別支援計画を消防や警察だけではなく、民生委員、児童委員、社会福祉協議会あるいは地域の支援者の方々に情報提供し、支援していただく方の範囲を広げることにより、要支援者の避難体制の整備を進めていきたいと考えております。

また、いまだ名簿提供の同意をいただいていない方にも、この制度、粘り強く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目のごみ対策についてですが、今回の台風21号により、瓦れきなど地域に散乱、多くの自治会で瓦れきの処理に困り、ご苦労をされております。

現在、岩出市では持ち込みによるごみの処分と瓦などの処分できないごみは有料となる体制であります。今回のような台風被害時では、各自治会が瓦れきなどの緊急仮置き場を設け、緊急時のみ市が回収する体制が必要であると思うことから、1点目、風被害や災害後のごみ対策について、お聞きいたします。

2点目ですが、持ち込みごみや平日の午前中と土曜日の3時までとなっています。市民がさらに利用しやすくなるよう、柔軟な体制が必要だと思うことから、持ち込みごみの搬入時間についての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生をいたしました。この台風で、本市におきましては、一時停電などで市民生活に影響が出ましたが、道路や水道、ガスなど他のライフラインは長期停止などには至りませんでした。

廃棄物処理については、このような状況から、瓦、コンクリート等の瓦れき類以外の廃棄物については、クリーンセンターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお願いし、瓦やコンクリート殻などの瓦れき類は、適正処理困難廃棄物回収の機会を設け、それぞれ対応をいたしました。

今後は、災害対策部局と情報を共有し、区自治会等にご協力をいただき、公園等に仮置き場を設け、そこに集積された廃棄物については市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況などに応じた廃棄物処理の体制や仕組み等について検討をまいります。

次に2点目、持ち込みごみの搬入時間についてお答えをいたします。

現在、クリーンセンターでは、祝・祭日にかかわらず、月曜日から金曜日は午前8時30分から12時まで、土曜日につきましては午前8時30分から午後3時まで搬入の受け付けを行っております。

持ち込み時間の延長についてですが、月曜日から金曜日を午前中としておりますのは、午後からは処理業者等がクリーンセンター内で大型車両やショベルローダーの重機を使用し作業を行いますので、敷地内での市民と業者による事故を防止するため、持ち込みは午前中とさせていただきます。

それから、日曜日の持ち込みにつきましては、今申し上げましたように、月曜日から土曜日であれば、祝・祭日であってもクリーンセンターへ持ち込んでいただけること、日曜日まで開庁ということになりますと、現状の体制では通常のごみ収集業務に支障を来すことから、日曜日の持ち込みまでは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点だけ、災害時において、仮置き場の設置によって、回収の方向で検討していただけるという答弁をいただきました。ただ、災害といいましても、規模にもよりますし、事前に皆さんにお知らせできればいいんですが、災害というのは突然起こるものなので、なかなか周知するという手だてが非常に難しいと。今回、この台風で被害が出たんで回収しますよという連絡体制ですね、周知徹底の方法をどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

市民に対しての周知方法というところでございます。まず、通常るときでございますけども、今回の台風が通過した後に発生したごみの処理方法について、市民から多くの問い合わせございました。現在、問い合わせの中身を検証して、今後、市のウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への情報提供あるいは周知に努めていくこととしております。

また、実際に災害発生時に関しましては、もちろんウェブサイトを中心に、さまざまな方法で市民の方々への周知徹底をやらしていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センター開設について3点、教職員の働き方改革について2点、小中学生の自転車事故について4点、お聞きいたします。

1番目、子育て世代包括支援センター開設について。

昨年6月議会において、切れ目ない子育て支援を、子育て世代包括支援センターの設置をと一般質問させていただきました。本年度は、子育て世代包括支援センター設置に向け、予算どりもされており、来年4月にオープンと聞いています。

1点目、準備状況を教えてください。

2点目、子育て世代包括支援センターの機能とセンター開設によって新たにどのようなことができるようになるのかをお聞きいたします。

次に、子育て世代包括支援センターという名称は、長寿介護課にある地域包括支援センターと似ており、市民の皆様が混乱しやすいのではと懸念されます。既に子育て世代包括支援センターを開設している橋本市はハートブリッジ、海南市はなないろ、御坊市はにっこりあ、紀美野町はこころ(9960)と市民の皆様が親しみやすい愛称をつけています。

3点目、市でも新たに開設される子育て世代包括支援センターに愛称をつけてはいかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目のまず1点目、子育て世代包括支援セ



ンターの準備状況についてでございます。

このセンターは、平成31年4月に総合保健福祉センター内に設置することとしております。今年度、議員おっしゃいますように、当初予算においてセンター設置に係る予算を計上しており、現在は設置に向け準備を進めております。また、センターには、保健師、社会福祉士、助産師を配置することが必要であり、それぞれ配置に向けて、新規採用等による対応を進めているところです。

2点目につきましては、このセンターは、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供することが求められており、これに対応できる機能を備えることとしております。また、設置に伴う新たな事業としましては、必要に応じた妊産婦の個別支援プランの策定、出産後2回の産婦健診の実施、産後の育児等に不安のある妊婦に、助産師や保健師等による訪問を初め、産科や助産院でのデイサービスや宿泊により母体管理や生活面の指導を行う産後ケア事業を行ってまいります。また、妊娠期から切れ目のない支援を実施することで、早期に支援の必要な子育て家庭にアプローチし、児童虐待の予防、早期発見にも努めてまいります。

3点目の愛称につきましては、地域包括支援センターに加え、現在、保健福祉センターには地域子育て支援センターもあり、名称も似ていることから、利用される方が混乱を招く可能性もあると考えます。議員ご提言のように、わかりやすく親しみやすい愛称を今後考えてまいります。岩出市では、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育てしやすいまちを基本目標の1つとしており、今後とも総合的に子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 この子育て世代包括支援センターの設置により、切れ目のない子育ての支援の充実が図られるということで、大変喜ばしく思っております。

今後、この子育て世代包括支援センターの開設について、市民の皆様にはどのように周知されるのか、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

市民への周知についてでございますが、今後、市の広報、ウェブサイト、市主催の各種イベント、乳幼児健診、窓口等での周知を考えており、センター設置に伴って、子供関係の手続場所等の変更が生じた場合は、これも混乱を来さないように努

めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の教職員の働き方改革について、お聞きいたします。

平成29年4月、文科省が公表した教員勤務実態調査の集計を見ると、平成18年度に行った前回調査に比べ、教員の勤務時間が増加しており、過労死認定目安である週60時間勤務が、小学校で3割、中学校で約6割に上ります。

教師の長時間労働に依存した学校現場は限界であり、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題と指摘されています。教育現場においては、教師の専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、また、教師の専門性を高めるための研修の時間、また、児童生徒と向き合うための時間を確保し、効果的な教育活動ができるように、必要な取り組みをしなければなりません。文科省では、授業以外に教員が担っている事務作業等を教員にかわって代行する支援員、スクールサポートスタッフの積極的な登用を促しています。

1点目、市におけるスクールサポートスタッフの配置状況をお聞きいたします。

次に、文科省が昨年実施した調査では、全市区町村のうち74%で学校が給食費を徴収し、自治体が直接行うケースは23%にとどまりました。学校では、担任が児童生徒から現金を受け取り、事務職員や教頭に手渡すことが多く、100人に1人とされる未納の保護者には電話などで督促し、必要があれば家庭訪問する。この給食費の徴収管理が、教員の大きな負担となっています。これらの業務から解放されることで、教師が本来担うべき業務に専念できる環境整備が推進されたいと考えます。

2点目、岩出市の状況はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

1点目のスクールサポートスタッフの設置状況についてですが、スクールサポートスタッフは、教員の業務支援を図り、教員が児童への指導や教材研究などに注力

できる体制を整備することを目的に、地域の人材を和歌山県教育委員会が、市町村教育委員会が所管する小学校に配置するスタッフのことでございます。

本年度、岩出市では、山崎小学校、山崎北小学校及び中央小学校に配置してございます。派遣期間は平成30年5月1日から平成31年3月29日までの間で、1日6時間以内の勤務となっております。

2点目の給食費の徴収管理についてですが、岩出市では、他市に先駆け、給食費の公会計化や口座振替納付などは既に実施しており、教職員の負担軽減に努めているところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 スクールサポートスタッフの仕事内容について、お聞きいたします。

また、現場の先生方からはどのような声が届いているのか、教えていただきたいと思っております。

また、現在、山崎小学校、山崎北小学校、中央小学校にスクールサポートスタッフが配置されているとのことですが、まだ配置されていない小中学校にも拡充する考えについて、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず1点目、仕事の内容ですが、学習プリントなどの印刷あるいは配付の準備とか、授業の準備の補助をやっていただいたり、教育の環境整備、あと採点業務の補助、学校行事や会議などの準備、後片づけ、その他配置先の校長が必要と認める補助的な業務となっております。

それから、先生方の声ということで、効果ということですが、教員の意識改革が見られたというふうに思っております。教員の多くは、全て今まで自分自身が行わなければならないということで、その結果、事務処理などに負われ、勤務時間に影響してきたこともあると思っております。スクールサポートスタッフによる補助によって、本来の目的である子供と向き合う時間や教材研究などの時間を確保することができるようになってきたんだと、このように思います。

それから、全ての学校に配置をとということでございますが、実は、今年度も全学校への配置を県の教育委員会に要望しております。結果として、3校の配置となったわけですが、我々としましては、来年度に向け、全校配置いただけるよう要

請してまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の小中学生の自転車事故について、お聞きいたします。

近年、自転車事故による賠償は高額化する傾向にあります。2013年のことですが、当時、小学校5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟があり、神戸地裁は少年の母親に9,500万円という賠償金を命じています。賠償金約9,500万円の内訳は、将来の介護費用約3,940万円、事故で得ることのできなかった逸失利益約2,190万円、けがの後遺症に対する慰謝料2,800万円となっています。加害者にとっても被害者にとっても失うものは大変大きいと言えます。

1つ目、岩出市での小中学校における安全教育について、お聞きいたします。

次に、あってはならないことですが、万一のために自転車保険加入の啓発はされているのでしょうか。

また、加入率についてお伺いいたします。

最後に、保険料を補助する考えについては、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の3番目、小中学生の自転車事故について、ご質問にお答えいたします。

1点目の交通安全教室についてですが、各学校では、岩出警察署や交通安全推進協議会など関係機関のご協力をいただきながら、発達段階に応じた交通安全教室を開催するなど、交通安全のルールやマナーの学習に計画的に取り組んでいるところでございます。

今年度の市政懇談会におきまして、2つの地区から中学生の自転車マナーの悪さを指摘するご意見が出されてございました。マナーの悪さというのは事故につながる可能性が高いことから、直ちに中学校に連絡して、マナーに対する意識向上を指示したところでございます。

2点目、自転車保険加入啓発、それから、3点目の加入率についてですが、毎年度初めに、教育委員会から全児童生徒の保護者向けに交通安全、とりわけ自転車保

険加入を推奨する啓発プリントを配布して、啓発に努めているところでございます。

加入率につきましては、平成30年5月に実施しました自転車保険加入調査では、小学生が72.7%、対前年3.4%の増、中学生で83.7%で、対前年4.7%の増となっております。

4点目の保険料の補助についてですが、こういった保険は、あくまでも任意保険ということでございますので、補助金を交付する考えはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本年5月の自転車保険加入調査では、小学生が7割強、中学生が8割強とのことで、前年度より加入率はアップしているということです。さらに加入率向上に向けての考えをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えした、年度当初に全家庭への啓発プリントや自転車保険加入率の調査、これを実施することで自転車保険加入率向上の啓発になっているものと考えてございます。また中学生につきましては、毎日、通学で使用していることから、自転車保険への加入の推奨など、入学説明会等の機会を捉え、保護者に説明を行っているところでございます。

引き続きこういった機会を捉えて、説明をしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行いたいと思います。

市当局の誠意ある答弁を求めたいと思います。

それでは、6点にわたって行うわけではありますが、第1点について行います。

今年度7月の豪雨、それから台風20号、21号による被害についてであります。

この被害についてですが、東日本大震災を教訓にして、各自治体は地震や津波、集中豪雨のハード・ソフト面を含めた総合的な防災対策に力が注がれております。

近年、地球温暖化により自然災害の発生率が高まり、その規模も年々厳しくなってきたっており、特に過去に例を見ない局地的に集中豪雨が各地に甚大な被害をもたらしており、高度な防災対策が求められているとっております。

気象庁は、全体的な異常気象を起こすと言われていた中で、岩出市においても過去の歴史から検証して、公園の湧水や河川の氾濫、家屋や田畑の浸水被害等々、大きな被害が過去の歴史に生じております。

しかし、岩出市は、なかんずく環境のよさから、自然災害に関する危機意識というものが少し弱い状況にあるのではないかとっております。ここに防災対策の難しさがあるというように思っております。人間は自分のところには災害は起きないであろうと思込みがあるのでしょうか。ここに重大な弱点があるのであります。

私たちは防災の取り組みをもって身近なものとして、自助、共助の大切さを取り組みの核に据えて、過去の経験を生かし、各地区に合った訓練をしていく必要があるというふうに思っております。

さきの豪雨、台風20号、21号による被害も多く発生をしてきております。そこで、岩出市の基本的な考えをまずお聞きをしたいと思っております。

1番目に、今回の台風関連の水害、市道への影響、補修、改修の箇所はあったのかどうか。さらに、岩出市内においては、ブルーシートに囲まれている家屋が非常に多くあり、それに対する罹災証明書をどのようなシステムで運営をされ、市民の皆さんにこの手続等についてどうなっているのか。現在の被災証明書の請求件数についてもご答弁をいただきたいと思っております。

2番目に、これらの集中豪雨や台風による災害の中で、広島豪雨のように、土砂災害が非常に人命に大きな影響を与えるという観点から、土砂災害防止法の規定によって指定されている現状、岩出市の現状はどのようにされているのか。また、土砂災害危険箇所について、市民への啓発なり表示は実際されているのかどうか。さらに、紀の川の河川及び市内河川水害マップの市民への啓発であります。これについて、どのような形で市民への周知徹底をしているのか、再度お聞きをしたいと思っております。

3番目に、避難行動要支援名簿の登録制度の現状と推進についてであります。

この避難行動要支援名簿の定義について、今、さきの議員から質問があり、市の答弁では1,600人余りが登録されているということをお聞きしましたが、避難行動要支援者の枠組み、これについて、岩出市で何名がこの該当するというように把握をされているのか。その中から登録制度が発生していると思うんですけども、その

率についても答弁をいただきたいと思います。

それから、避難所における空調設備の現状について、避難箇所が、さきの台風のとき、避難準備、避難勧告に合わせて行動をとられたわけではありますが、避難所における空調設備、これは寒いときも暑いときも発生する可能性があるわけですから、空調設備の現状はどのようになっているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、水害の市道への影響・補修・改修の箇所はどうかについてですが、平成30年7月豪雨では、市道の冠水箇所は、吉田地区で2カ所で通行どめを行いました。国道24号アンダーパスは冠水してございません。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区で、道路上部の個人所有地の山林から土砂流入が発生し、落石防止ネットの破損がありましたので、土砂の搬出及び落石防止ネットの補修工事を行いました。

また、市道押川根来線、経塚団地等におきまして、泥水入りや枝葉の散乱があり、路面清掃等を行いました。

なお、農地の畦畔崩落や土砂流入による農地災害が4カ所発生しております。

次に、台風20号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、広域農道、市道押川根来線、市道船戸山崎線、大宮神社付近等において、枝葉の散乱のため路面清掃を行いました。

また、市内各所でカーブミラー等が破損し、建てかえを行っております。カーブミラーの破損は6本でございます。

次に、台風21号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区において、道路に接する個人所有地の山林から倒木により斜面が崩壊し、通行どめをしていましたが、倒木の伐採除去や大型土のう等の設置により、現在、応急に通行できる状態であります。

並行して、斜面の安全確保のため、土木災害の申請の準備に取り組んでおります。

一般的に、国庫補助の災害復旧事業については、被災後、現地調査、測量、設計

を実施し、災害の申請を行い、被災から約2カ月後に国の査定があり、被災箇所の工事費が決定します。その後、工事発注を行い、施工業者が決まり次第、工事着手となります。迂回路がない通行どめ箇所など、直ちに解除する応急的な工事、例えば、倒木や土砂の除去、土のうの設置なども国庫補助の対象となります。

災害復旧工事とならない場合は、通常の維持管理の中で対応していくこととなります。例えば、路面にある枝葉の除去や側溝の土砂搬出などがございます。

次に、市道安上赤垣内線、山崎神社北側と市道船戸山崎線、山崎地区では、倒木により電力・通信事業者の架線に影響があり、大部分を除去しましたが、まだ危険な状態であるため、現在も通行規制をしております。

復旧時期を事業者にお問い合わせしたところ、停電等の地区を優先していたことがおこなわれている原因とのことですが、迂回路は確保してございます。

その他倒木や枝葉の散乱が、市道押川根来線、市道根来川尻線、広域農道、市道野上野清水線や紀泉台地区、根来地区、岡田地区、中島地区、森地区等で21カ所発生し、除去を完了してございます。

また、個人所有の倉庫等が市道へ4カ所で倒壊し、通行規制を行っていましたが、全て撤去していただいております。

電力・通信関連では、市道金屋上中島線では電柱が倒壊し、市道中島13号線では電線が垂れ下がった状態で、通行どめしていましたが、現在は復旧してございます。

カーブミラー等の支柱破損につきましては、市内全域で発生しており、部材が届き次第、復旧作業を行っております。カーブミラーにつきましては、各地区で20本になります。

次に2点目、土砂災害防止法の規定により指定の現状はどうかの1つ目、土砂災害危険箇所について、市民への周知・表示はどうか、及び2つ目、紀の川河川及び市内河川水害マップの市民への周知はどうかについて、一括してお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。

市民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、職員が説明を行っているところです。また、岩出市防災マニュアルを平成27年3月に作成し、全戸配布したが、新たに岩出市に転入された世帯に配布するとともに、岩出市ウェブサイトからは、和歌山土砂災害マップにリンクを張り、掲載しております。また、今年度中に防災マニュアルの改正及び全戸配布



を予定しております。過去に平成26年広報10月号にも掲載し、周知を行ってまいります。

土砂災害危険区域内への啓発看板設置については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定を行った和歌山県に問い合わせたところ、啓発の看板について、現時点で設置予定はありませんと伺っております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、お答えいたします。

1点目の水害の市道への影響・補修・改修の個所はどうか。ということの中での罹災証明のことについてですが、罹災証明の発行については総務課のほうで対応しております。罹災証明の申請・交付状況ですが、9月13日現在で、平成30年7月豪雨によるものが1件、台風20号によるものが4件交付しております。また、台風21号によるものについては103件申請受理し、53件交付を行っております。罹災証明の交付申請や固定資産税の減免等については、市ウェブサイトにて周知を行っております。

次に、避難所の空調設備についてですが、市立体育館、市民総合体育館の格技場及びロビー、各小中学校及び那賀高等学校の体育館等には空調設備はございません。夏の時期の対応につきましては、今後の課題と考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 3点目、避難行動要支援者名簿の登録制度の現状と推進はどうかについて、通告に従い、お答えをいたします。

玉田議員のご質問にもお答えしたとおり、本市では、避難行動要支援者に該当する方全ての登録を行い、定期的に更新をしております。平成30年9月1日現在、全ての該当者1,654名中377名の方が消防等への名簿提供に同意をされており、現在は個別支援計画作成を希望する方々に関しましても、順次作成を進めているところで

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、水害とあわせて台風による今回の強風ですね。水害については、

あんまり雨量がなく、非常に風の強さ、これは近年にないものになったと、私は認識をしております。

そこで、この連絡体制というんですか、例えば、道路上における倒木があった場合に、市民からの通報なり、岩出市への連絡体制、それから、それに対して早期に倒木の撤去をするという行動がとられると思うんですが、それらについて適切であったのかどうか、それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、アンダーパスとか、そこら辺については問題なかったということですが、今後も台風に関連して、雨量が多いということが発生するというふうに思いますので、アンダーパスのところについては、特に注意が必要ではないかというふうに思っております。それに対する対応等について、具体的にお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、罹災証明書の件なんですが、罹災証明書については、今、報告がありました。罹災証明書を求めていく場合に、どのような流れで、システムで被害を受けた家屋等について、岩出市に申請をする際、写真を掲載して、それを持ってくるのか。それとも、それに基づいて、岩出市が調査員を派遣して、この家屋については、半壊だと、全壊だと、一部破損だという認定のとり方をされると思うんですけども、そこら辺について、どのような形で、現在、運用されているのか。なかなか、罹災証明書、何をという市民も中にはおられます。こういう人たちに対して、親切に、丁寧に対応していくということが求められるのではないかと思います。それらについてお聞きをしたいと思います。

それから、土砂災害防止法の規定についてですが、現在、岩出市においても山間部、北と南の山に関係する土砂災害、これについては、今後も集中豪雨によって路面が崩れると。そして、多くの被害が発生するという可能性はないとは言えません。特に中央構造線に向かって地震が走っているこの根来周辺の山、北山については、特に注意が必要だということもありますし、風水害によって起きる可能性というのがあります。ここらについては市民啓発に資するために、以前から私は終始徹底すると同時に、こういう危険箇所については、ここの部分については日常的に見て知ることが大切ではないかというふうに思っております。

今、事業部長のほうからそういうものについては、県に問い合わせしたところ、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われる部分については表示しないでいいんだと、表示しないというような形の答弁をいただきましたが、一歩進めて、それによって日常的な認知度も上がりますし、そういうことが起こり得るであろうとい

うことで、事前に避難行動がとれるということになりますので、それについて、再度お聞きをしたいと思います。

それから、水害マップの件であります、紀の川と、それから、この貴志川線の合流地点、これについては春日川の逆流とか、過去に岡田地区の浸水という災害も発生をしております。吉田地区初め、春日川、根来川、住吉川のこの天井川と言われている川についても、市民の皆さんには、特に日常的にこういう水害が発生する状況にあるということ認識をしていただくということが非常に大切ではないかというふうに思うわけですが、ここら辺について、どのような方針で、この問題について解決をしていこうとするのか。

それから、水害のところ、紀の川市の上流である吉野川、これには大迫ダムと大滝ダムが設置をされております。個人的な問題になるんですが、私のふるさと愛媛県大洲では、肱川が今回大きく氾濫をして、上流にあるダムの放水によって、今まで私が聞いたことのない現状の中で、大洲市内の多くの浸水が発生をしたということが言われております。放流のタイミングによって、下流における水害というのは、これは甚大な被害が発生をするという教訓のもとに、岩出市においても、この上流における大滝ダム、それから大迫ダムの放流、ここら辺について、岩出市とそこら辺の国土交通省とのつながり、影響、事前に通知を受けるシステムが構築されているのか、これが一番大切な問題であろうと思うんです。

紀の川の氾濫が、堤防がオーバーフローしますと、大きな中島・吉田地区初め旧町においても、被害が発生するということを考えておく必要があると、私は考えておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の避難行動要支援の名簿についてであります、生活福祉部長のほうから1,540名と言われましたか、この避難行動要支援者名簿のその1,540名というのは、どういう人たちを対象にしているのか。障害者手帳で確認をしているのか、それとも日常的に要介護支援者1級から5級あるわけですが、要介護者を含んでいるのか、それとも独居老人で、そういう人たちの人数も含めて、岩出市においては、もとの数字が1,540だということなんですが、私はこれ以上に現存としてあるのではないだろうかというふうに思うわけですが、もとの数字の把握の仕方、登録制度に至る現状について、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えします。

倒木等の情報のことなんですけども、今回の台風につきましては、すごい暴風が吹きまわったので、通常であれば職員が巡回しているんですけども、危険を伴う強風でございましたので、職員のパトロールはいたしておりません。風が一段落ついた時点で、各地区に状況把握をしてございます。

したがって、倒木とか、そういう件につきましては、職員が見つけた場合は通報によるものもでございます。

それと、アンダーパスに関してですけれども、アンダーパスは、以前、水没事故等ございましたので、市としましては、イの一番で巡視してございます。台風とか、そんなに限らず、ゲリラ豪雨のときにつきましても巡視してございます。

それと、紀の川関連につきましても、現在、大滝ダムにつきましても、利水ダムになってございますので、調整をしていただいております。上流にある大迫ダムは農業用の干害用なんですけども、それにつきましては、県のホームページであるとか、国交省のホームページで、逐一放流状況を監視しているんですけども、国土交通省のほうからもファクスで、何立米流してますよとかいう通報はいただいております。

それと、水害対策についてですけれども、紀の川頭首工上流部にあります岡田地区、溝川地区、山崎地区の浸水対策に対応して、国土交通省のほうで実施しております。紀の川狭窄対策事業を実施していただいております。平成28年度から岩出頭首工付近に拡幅水路を整備するとともに、堰上流部の河道掘削をする事業で、平成32年度完成予定と聞いてございます。

それと、紀の川に生えてございます樹木の伐採につきましては、以前から和歌山河川国道事務所に要請してございます。去年から山崎かんがい排水路の下流から実施していただいております。また、本年、平成30年1月26日に開催された紀の川流域における浸水対策検討会の中で、市長から事務所長に対し、平成29年10月、昨年の21号台風による紀の川増水に伴い、岩出橋下流域のしゅんせつも要望してございます。

土砂災害警戒区域の看板の設置についてですけれども、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に伴う標識の設置は、法律上求められておりませんので、現在、実施する計画はございません。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

罹災証明書の申請の流れについて説明させていただきます。

まず、被災された方から市町村の窓口へ罹災証明の申請がありましたら、被害状況の調査ということで、被害の程度、全壊、大規模半壊、半壊、それについては調査を行って、判定を行って、罹災証明書の交付を行うというのが一連の流れです。

実際には、市民の方からどういうふうな手続をすればよいかという問い合わせがあった場合は、まずは現場の写真を撮ってくださいということで説明をしております。それと、その後、保険会社と、どういうことで使われるかということも、あらかじめ、その時点で確認をして対応するという形で行っております。

写真を用意していただくだけで、罹災証明が出る場合もありますが、大規模な場合は、必ず被害の程度は職員が調査をして、罹災証明の交付を行うと、そういう流れになってございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者、把握できているのかという主旨でございます。避難行動要支援者と申しますのは、在宅におられる方で、例えば、要介護3から5認定されている方、身体障害者手帳1級・2級を所持されている方、療育手帳であればAを持っておられる方、精神の手帳でしたら1級・2級を持たれておられる方などの方々ということになります。

それぞれ手帳なり、介護認定に関しましては、担当課のほうで把握をしておりますので、それに基づいて名簿を整備しておるというところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁をいただきました。いずれにしても、こういう災害が発生した場合については、敏速、丁寧に市民に説明をしていただいて、具体的な行動、支援ができるような体制を早期に構築をしていただきたい。

それと、避難要支援者の行動のどこなんですけど、これ、前から私も一般質問の中で質問してきているんですが、今回の風水害の風の強いときには、市内のマイク放送が、風が強い関係もありますから、事前に窓も閉めるし、雨戸も閉めるという状態の中で、マイク放送されて、避難準備、避難してくださいという形で呼びかけても聞こえないというのが現状になっております。ここら辺についても、今後、改善する余地があるのではないかと思います。これについて、この台風関係の質問を終わりたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

避難情報の伝達方法についてのご質問だったと思います。市内放送だけでは聞けないというようなケースもあるということですが、市といたしましては、市内放送、安心・安全メール、それと緊急速報及びエリアメールと和歌山県防災メール、テレビ和歌山あんぜん情報24時、テレビなどを利用して情報発信をしてございます。考えられる全ての情報発信をその時点ではさせていただいているというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えをいたします。

避難が必要な際の伝達方法についてでございます。例えば、最も情報伝達が難しい聴覚障害者の方々には、メールやファクスなどの方法により、担当課から避難準備情報などの情報発信を必要に応じて実施しているところであります。今後も障害の種別に応じて必要と考えられる支援を実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、小中学校における学習環境の改善について、質問をさせていただきます。

昨今、トイレの洋式化というのは、現在では至極当たり前の状況になりつつあると考えております。従来でのトイレの用足しは不可能であり、学校では我慢をして、自宅に帰るまで辛抱すると言っている生徒や子供たちがいることを聞いております。

また、岩出市の将来を担う児童や生徒のためにも、ことしほど外気温が高いのは異常であり、今後も地球温暖化により、この傾向が続くものと言えます。

政府は、2019年の夏までに全ての公立小学校のクーラーを設置する方針を固め、その財源を含めて補正予算案を秋の臨時国会に提出すると言われております。関係者によりますと、政府は2019年の夏までに全ての公立小学校にクーラーを設置するため、秋に臨時国会に補正予算を提出してということで方針を固めたと報道されております。

小中学校へのクーラーの設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は、喫緊の課題だとして設置を急ぐ方針であります。現在、公立小中学校へのクーラー設置は、都道府県により差がある状態で、政府は補正予算を活用して、

ばらつきを解消したいという構えであります。

これについて、岩出市の方針、これをまずお聞きをしたいと思います。

これについては、各学校の洋式トイレの現状について、それから総個数と個数及び洋式トイレの割合の比率はどうなっているのか。

それから、冷暖房の早期設置についてどう考えているのか。これは保育所も含む点であります。これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、これはある父兄の方からいただいた生理中のプールの強制はないのかの問題であります。娘は、その日、ちょうど生理1日目、休んじやいけないんだと我慢してプールに入った。次の水泳は月経量が多い日が当たっておったので、どうしても入りたくないという母親に相談、母親は休ませたということになります。この生徒は生理痛が重いため、母親が事情を書いた手紙を学校に提出し、休んだと言われておりますが、本人の意思を尊重するという立場から、これは非常に大切な課題だというふうに思っております。

生理中のプールに関して、保護者からの指摘について、2つあるんですが、生理中にプールに入るとは医学的に問題はないか、それから、2番目に、プールに入ることが半強制となっていないかとの問題についてであります。

現在、岩出市の教育委員会、学校におけるプール授業について、どういう現状にあるのか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の小中学校における学習環境の改善について、お答えいたします。

1点目の各学校の洋式トイレの現状についてですが、平成30年8月末現在、各小中学校洋式トイレの設置率は、学校別に申し上げますと、岩出小学校で、便器53のうち洋式は23、43.4%、山崎小学校64のうち洋式36で56.3%、根来小学校で38のうち洋式は23で60.5%、上岩出小学校で59のうち洋式30、50.8%、山崎北小学校で72のうち洋式は36で、50%、中央小学校で64のうち洋式は22で34.4%、岩出中学校で69のうち洋式は20で29.0%、岩出第二中学校で87のうち洋式は21で24.1%となっておりまして、総数では506のうち洋式は211、洋式化率は41.7%となっております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、国の補助金が採択されれば、平成31年度で山崎小学校のトイレ改修を行ってまいります。

2点目の冷暖房の早期設置についてであります。小学校では、岩出小学校15室、山崎小学校27室、山崎北小学校22室、根来小学校18室、上岩出小学校14室、中央小学校17室の計114室、中学校では、岩出中学校26室、岩出第二中学校25室の計51室、小中学校合計で166室、全ての普通教室に空調設備を設置してまいります。

なお、国においては、秋の臨時国会に2,400億円の補正予算を提案するというところでございますが、現状は、まだ何も決定していないということでございます。学校施設につきましては、ほかにも多額の費用を要する事業もあり、また、市事業とのバランスも考慮しながら進めていく必要があると考えてございます。

設置スケジュールにつきましては、先ほど山本議員のご質問にもお答えいたしました。補助金の採択が決定していない状況の中で、具体的なお答えはできませんが、可能な限り早期設置に取り組んでまいります。

なお、保育所につきましては、全保育所に設置済みとなっております。

3点目、生理中のプール授業についてであります。女子児童生徒が生理中にプール授業を強制することはございません。全学校におきまして、生理中にかかわらず、体調不良の場合は、プールカードや連絡帳にて届け出をしていただくようになってございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各学校のトイレ洋式なんですけども、これについては全体では41.7%という、小中学校合わせてですね。この数字については、今後どういうスケジュールで、平成31年度については今言われましたが、それ以外の小中学校についてのスケジュール、設置方針ですね、ここら辺について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ちょっと抜けたんですが、事前の打ち合わせでは、体育館についてなんですけども、これについて答弁が、私、最初発言してなかった関係で、答弁がなかったと思うんですが、これについて手持ちの資料があれば答弁をいただきたいと思っております。

それから、冷暖房の早期設置については、私、これ既に近隣の和歌山市と紀の川市、これは既に完備をしておるんですよ。この紀の川市と和歌山市に入っている間に存在する岩出市だけが、取り組みがおくれているというのが実態やと思うんですね。ここら辺については、早く他の市町村に追いつき、追い越すぐらいの整備計画を持って、敏速に、早期に対応をすべきだというふうに考えておりますので、補



助金の関係もあろうかと思いますが、補助金がなくても設置をしているところもあるわけですから、その予算内で早期に実現をするという姿勢をお聞かせください。

それから、生理中のプールの問題であります、強制がないということなんですが、これは最近、初潮が早くなって、中学校だけじゃなくして、小学校においてもこういう関連が発生をしているということも言われております。強制はないと言っても、休んだら、あの子、生理中やなというような捉え方をするし、内申書にプールでの授業について影響を与えることがないのかどうか、それを極力私は思うんですが、そういうことのないという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたい思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほど、洋式トイレの数字申し上げました。これは体育館も含めた数字でございます。

それから、全体41.7%で、今後のスケジュールということですが、現在のところ、平成31年度、山崎小学校ですか、こちらに設置をする予定ということでございます。41.7%から、今後の目標値ということにつきましては、現在のところ、まだ想定はしてございません。

それから、空調設備、早急にということですが、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、プールの関係ですが、各学校では、女子の児童生徒の体調管理、これ注意を払うように指示をしているところですが、体調が悪いときは、授業を休みたいということをそれぞれ担当の先生にしっかりと意思表示をしていただくように伝えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (12時00分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和議員、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。

身体障害者の雇用の問題についてであります。

障害者の雇用、旗振り役の重大な不正ということで、あきれた不祥事が、中央省庁で40年以上にわたって雇用する障害者の数を水増ししていたと。国は率先して障害者の働く場所を確保して広げることが責務であったはずであります。旗振り役の役所が、逆に信頼を裏切って、この事態について、障害者雇用促進法は、差別を禁止し、障害者の就労を広げるための国や自治体、企業に、一定割合以上の障害者の雇用を義務づけているのであります。

原則として、身体障害者手帳などを持つ人がその対象者であります。法定雇用率を達成できない民間の企業では、納付金を徴収する対応を求めるのに、手本となるべき省庁は、厚生労働省に報告をするだけで、実態把握が不十分な状態の中で、早急にこれを調べて公表すべきだと言われております。

働く障害者は年々ふえ、50万人を迫り、企業の半数が法定の雇用率を達成をしております。ことし4月から雇用率がさらに引き上げられ、精神障害者も対象に加え、さらに就労拡大に取り組むことが重要な時期に来ております。

企業や障害者の信頼を失うことは避けなければなりません。省庁での雇用が進まない理由に、拘束時間が長いことや国会対応など突発的な業務が多いことが指摘されております。それから出産などでやめてしまうから女性入学者を制限している東京医科大の発想も同じ発想であります。

肝心なのは、誰でも能力を生かし、働ける環境の整備であります。障害者以外でも家族の介護や闘病しながら懸命に働く人がおります。ふえる高齢者も長く働き続けられるような職場が求められているのであります。

政府は、働き方改革を掲げながら、言っていることとやっていることが違っているのであります。

そこで、岩出市の基本的な考えを質問させていただきます。

私は、2016年の平成26年6月議会において、障害者就労施設への物品等の購入等初め岩出市の雇用率及び雇用者数を質問させていただきました。その際、法定数は、平成26年6月1日現在、4名であり、実質雇用率は2.46%で、達成しているとのことでありました。その後の年度別雇用者数と雇用率はどうなっているのか、お聞き

をしたいと思います。

2番目に、これらの雇用率の現状については、事前に言うておりますが、市役所、教育委員会、一部事務組合及び市内の民間企業についても尋ねたいと思います。

それから、これらの岩出市の雇用実態について、一部では手帳を持たない対象者の参入が計算の中に入れられたと言われておりますが、岩出市では障害者手帳に基づいて、障害者雇用率、雇用者数を算出しているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4番目に、行政として、法の遵守、ガバナンスを初めとしたこれらの啓発について、今後どのようにしていこうとしているのか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の3番目、身体障害者雇用についての1点目から4点ありましたけれども、ついて順次お答えしていきます。

まず1点目、障害者雇用促進法に定めている雇用率の現状について、お答えいたします。

岩出市の雇用率と人数ですが、平成30年6月1日現在で2.10%で3名おります。平成29年は2.06%で3名です。平成28年は2.11%で3名です。平成27年は1.42%で2名です。

それと、対象職員が40人未満の職場については、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1名未満となり、対象となりません。教育委員会は、これに該当しますので、当該法の対象とはなってございません。

一部事務組合についてですが、問い合わせたところ、公立那賀病院では1.74%で3人と聞いております。

那賀消防組合については、消防吏員が障害者雇用の職員数から、計算上ですけれども、職員数から除外されるため、先ほどの教育委員会と同様に、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1名未満となり、対象となりません。

市内の民間企業の雇用率は、和歌山公共職業安定所に確認したところ、平成29年6月で13企業あり、企業全体の総数で2.46%であったと聞いております。

次に、手帳を持たない対象者の参入はないかについて、お答えいたします。

対象者については、手帳のある者のみを参入しており、手帳を持たない対象者の参入はございません。

最後に、行政としての法の遵守、啓発はどうしているのかについて、お答えいた

します。

現在、市では、今回の改正に伴う法定雇用率の上昇により、障害者の雇用者数を満たしておりません。公的機関として障害者雇用を進めるべき立場にありますので、法定雇用率を満たすよう進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁いただきました。現在、教育委員会及び消防組合、これらについては該当しないということでもあります。今回明らかになった和歌山県下の学校、教育委員会、それから警務課、県庁においても、この法定雇用率を満たしていないという実態の中で、今、総務部長のほうから答弁がありましたが、市長、これだけ重要な問題について、市長として、雇用率を満たしていないことに対する責任、どのように感じておられるのか。

過去の平成26年、4人で2.46%、それから、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、2.5%に地方自治体も引き上げられたということでもあります。これに対する市の最高責任者である市長は、身体障害者雇用について、どのような所見を持ち、岩出市民に対して遺憾の意を表すのかどうか、これについてお答えください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問に対して、お答えをいたします。

まず、今申し上げられることは、法定雇用率、満たすよう努めてまいります。ただ、これ法定数が改正されるまでは満たしておったんですけど、その時点で、改正された時点で満たすことができなくなって、それが期中であったということは1つ大きな原因であります。

今後、法定雇用率の確保を満たすようにしていきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで、何も反省はないというのは、遺憾であるとも言わないし、期中であったんで当たり前やというような感覚でおられること自体が、私は理解できないんでありますが、率直に身体障害者を雇用することが、現在満たしていないことでもありますから、これについては率直に謝罪をして、早急に雇用者数を満たしていくという姿勢が基本になければなりません。

そこで、岩出市内にある民間企業、今、13社と言われましたか、これについては

どういう形で調査をして、実績というのをつかんでおられるのか。さらに、民間企業に対する岩出市としての対応、これは県の指導もあると思うんですが、労働省の管轄になると思うんですけども、総務省との絡みも出てきますが、当然、岩出市内の民間企業における雇用者数の実態というものを正確に把握をして、啓発、岩出市からの文書発行なり、指導をやはりすべきだという思いはあるんですけども、これについてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問について、お答えします。

市内民間企業の雇用率については、所管官庁である和歌山公共職業安定所に問い合わせられているところでございます。

それと、市として雇用率未達成の企業への対応はどうかということですが、障害者雇用促進法の所管官庁は和歌山公共職業安定所となりますので、市では実施してございません。また、和歌山公共職業安定所から求められたら協力してまいります。

それから、行政としての啓発はどうしているのかにつきましては、市では商工会を通じまして、毎年度、事業支援の人権研修会を行っており、今年度は和歌山公共職業安定所の職員を講師にお迎えし、「公正な採用選考をめざして」と題し、研修を行っております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。

那賀病院の労働違反は、明らかに法遵守をすべき一部事務組合であることは許されません。紀の川市と岩出市により組織されたものであり、傍観すべきではないと思っております。

過去から指摘した事項について、その後、改善されてきているのか。岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

36協定違反の超過勤務は改善しているのかどうか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質

問ですが、再三申し上げているとおり、本来は市がお答えすべきものではございませんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えさせていただきます。

前回の議会答弁で、本年5月、橋本労働基準監督署より是正勧告書及び指導票の通知があったと答弁いたしました。通知翌月の6月の超過勤務においては、36協定を超える事例はなかったと聞いております。また、その旨を橋本労働基準監督署に報告し、是正されたとの承認を受けたと聞いております

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、生活福祉部長が、那賀病院については答弁することはないんだという話でありました。

そこで、過去、私は、この岩出議会において、一部事務組合に関して議員が質問したことがあります。過去から調査をしますと、平成21年第3回議会、それから平成25年の第4回議会、平成27年の第3回議会、平成28年の第3回議会において、これらの質問を那賀病院に関して質問をした議事録がここにあります。

ここの中には、今、私がこの問題を取り上げる以前には、一部事務組合の問題については答弁することはできないと、すべきでないと、答弁する必要性はないんだと言われて、前提をつけて、聞いたことを答弁されました。過去の一般質問の中には、市長も担当部長もこの問題について、そういう前提条件は一言もつけてないんです。一言もつけてないんですよ。なぜ、私がこの一部組合、那賀病院の問題について、超過勤務の大批判をついて質問したときに、そういう前提条件をつけるのか。それはどういう理由で部長はそういうことを言うのか。岩出市はそういう答弁をするのか。

まず、那賀病院の医療体制、中芝市長として、那賀病院における今後の改善面はどのような認識を持ち、対応しようとしているのか、中核病院である那賀病院をどのように現状改善をしていくのか、医師の確保についてどうしていくのか、それから奨学金制度を設けてやっていくことをすべきじゃないかとか。それから、過去の質問については、こういうことの議論があり、那賀病院に女性の医師、女性の検査技師によるがん検診の日の設置をすべきではないか。それから、那賀病院のインフルエンザ対策について、那賀病院については新型インフルエンザについて対処方法は、こういうふうな質問のときには、一度も、一言も、今言われているような一部事務組合の那賀病院について答弁することはないんだ言いながら、過去にはやって

いるわけですよ。

なぜ、私がこの超過勤務の問題を取り上げて、明らかに法律に抵触していることに対して、そういう答弁をするのか、その理由をここで明らかにしてください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として議会を持ち、運営がなされております。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院の経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会でなされるべきものではございません。

なお、那賀病院、地域の中核的医療機関という位置づけになっておりますので、地域の医療体制等に関しましては、過去の議会でご答弁をさせていただいたこともあるかと思いますが、この問題に関しましては、病院の運営に関することですので、今申し上げたとおりでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長がご答弁いただきましたが、運営と管理とはどう違うんですか。運営と管理。運営というのは、この事業主体が事業をやっている。それが運営でしょう。運営の中には、管理も当然入るわけですよ。その運営が正しくやられているどうか。これを設立団体である一部事務組合の紀の川市と岩出市は、それにコメントをできないんですか。少なくとも市民の税金が3億から4億つぎ込んでおるんです。つぎ込んでいる団体が法に抵触をしていることについて、この岩出議会で質問ができない、そういう理屈は、私は通らないと思うんですよ。

率直にそれを受けて、岩出市としては改善をしていくという、その先頭に立つべきだと思うんですが、そういう立場に立たないということなのか、これはやむを得んのだと。那賀病院のそういう労働実態については、ノータッチだというスタンスで、今後もそういうスタンスをとることが、道義的に許されるのかと。法律として、今言われましたが、私は責任団体である岩出市と紀の川市が共同でその問題点を解決をしていく、その姿勢がなければ、那賀病院の運営管理、これは前進しないと思うんです。

再度ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、那賀病院は当地域の中核的な医療機関でございますから、医療体制、医療の提供体制に関しての那賀病院のご質問等にはお答えできると思っておりますが、那賀病院の運営に関することに関しましては、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えております。何度も何度も何度も申し上げているとおりでございます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

ただいま生活福祉部長が答弁したとおりであります。組合議会でそのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務組合担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院の質問につきましては、岩出市議会から2名の議員さんが選出されております。今後、組合議会議員に質問の内容を託すなど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立についてであります。

受動喫煙法が成立して、防止を義務化し、2020年の4月、全面施行がされようとしております。多くの方が使う施設で喫煙を規制する改正健康増進法が、18日、参議院の本会議で与党などの賛成多数で可決・成立しました。全ての人に罰則つきで、禁煙場所での喫煙を禁じ、これまで努力義務だった同法の受動喫煙防止を義務化する。これは東京五輪・パラリンピック前の2020年4月に全面施行すると言われております。

不十分なところはありますが、一定の前進であろうと思っております。改正法は、望まない受動喫煙をなくすことが目的であり、住宅や旅館、ホテルの客室を除く全ての



施設や公共交通機関が対象となります。学校や病院、行政機関は、敷地全体を禁煙として、受動喫煙が起きない野外の決められた場所ではしか喫煙できなくなります。

その他の施設では、屋内に喫煙専用室を設けることはできるが、国が定める基準を満たす必要があります。ただ、飲食店では、例外的に経過措置を設け、客室面積が100平方メートル以下であれば、個人または中小企業の帰属店などが喫煙を認めております。

厚生労働省の試算では、禁煙の規制対象となる飲食店は、全国で約45%、先月成立した東京都の受動喫煙防止条例では84%が対象となり、国より規制が厳しい状況になっております。

一方、喫煙できる部屋への20歳未満の立ち入りは禁じられ、新規店は、規模にかかわらず規制対象になるため、長期的に一定の歯どめになると期待されております。

改正法では、急速に普及している加熱式たばこも対象になり、ただ、健康影響が解明として、葉巻たばこよりも規制が緩く、加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食ができるとされております。

こうした準備期間を考慮して、敷地内禁煙の学校や病院、行政機関は、来年の夏ごろから屋内禁煙の飲食店など、2020年4月へと段階的に始まります。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

病院、行政等の全面的な屋内禁煙が盛り込まれましたが、岩出市では今後どのように対応していくのか。北出入り口にある施設はどうするのか。

2番目に、現在も学校内においては、禁煙が当たり前になっていると思いますが、現状と今後の対策を求めたいと思います。

これらのスケジュールについて、再度、岩出市の計画をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質問の5番目、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法成立の1点目、病院、行政機関の全面的な屋内禁煙が盛り込まれたが、岩出市の対策はどうかということについて、お答えいたします。

健康増進法の一部が改正されたことに伴い、今後、施設等の類型及び場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、望まない受動喫煙の防止措置が段階的に施行されます。行政機関の施行については、現在のところ、法律の公布後1年6カ月以内で、政令で定める日というふうになっていることから、岩出市としましては、それまでに適切に対処するよう準備を進めてまいります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校内の禁煙対策について、お答えいたします。

学校内の禁煙対策につきましては、平成14年4月1日から県内公立学校の敷地内をノースモーキングエリアとする和歌山県教育委員会からの学校敷地内の禁煙についてという通知を受け、岩出市内全小中学校で敷地内を禁煙としてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 施行されるまでには、岩出市内における関係する機関、これについては全て法に従って、法を守ってやっていくというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それから、総務部長は答弁ありませんでしたが、現在、北から入っている入り口に喫煙室というのが置かれておりますが、当然、これについては撤去されるというふうに理解してよろしいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、学校内で、私の聞く範囲で質問させていただきますと、学校の先生も喫煙されている先生はおられます。こういう人たちは、現在どこでやっているのかなど。校外へ出て喫煙をしているという理解でいいのか。学校内で勤務中については全て禁煙で、耐え忍んで、学校から出たら喫煙をするということなのか。生徒の中で聞きますと、いや、吸うとるよ。隠れてするんだと。ああ、そうだという話も聞いたことあるんですよ。実際に言われていることとやっていることとは違うんじゃないかなと思うんですが、そういうことのないように、これはやっぱりやるべきではないかなと。

私は、喫煙したらだめとは言っていないですよ。私はたばこ吸いませんから、たばこの煙には非常に敏感でありますけども、しかし、人に害を与える現状の中においては、やはり決められたルールで、決められたところで喫煙をしていくと。

岩出市役所の中もそうなんですが、南庁舎とあそこの入り口のところの一角で、今、職員の皆さんは喫煙をしております。あれ、ここ通ったときに、何でたばこのにおいするのかなと思ったら、あそこへ皆出てきて、勤務中に喫煙をされているんですよ。これは、やはり問題があるなと思っておるんですが、その対処方法についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でありました交付後1年6カ月以内、政令で定める日までに岩出市として適切に対処する、これは法律を守るということの理解でいいかということで、それはそのとおり理解していただいたらと思います。

なお、今現在、市役所の庁舎内にある喫煙場所、これについても法律が施行されれば屋内の喫煙場所は撤去が必要となりますので、撤去することになります。

それから、職員が勤務時間中にたばこを吸っているのではないかということで、それについてはどう対応するのかというご質問であったかと思います。勤務時間中の喫煙は慎むように、各所属を通じて、職員に周知徹底したいと思います。

○尾和議員 あその場所をどうするのかということです。あのまま、あそこで喫煙さすのかということなんです。何も答えてない。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今の喫煙場所の外でのことですが、これについては、現時点では吸ってはいけないというふうにはなっておりません。新しく健康増進法の一部改正がされた後は、敷地内禁煙というのは当然適用されて、その場所での喫煙もできなくなります。一定の認められた施設内以外で喫煙することは禁止されることになります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校の敷地内全面禁煙ということで、先ほどお答えいたしました。

生徒に聞いたら、先生、吸うてるでと、こういう話でございますが、今回の改正は、受動喫煙に関することであって、この法律の中では敷地内は禁煙するが、屋外スペースに喫煙場所を置くことができると、こうなってます。法律の主旨からいいますと、受動喫煙を防止する対策ということでございますので、教育委員会としましては、この受動喫煙対策は一層徹底していくということになるかと思いますが、先生がどこで吸っているのか、敷地内ではないと思ってございますが、屋外で吸っているのか、どこで吸っているのか、それは我々把握はしてございません。

いずれしましても、受動喫煙対策を一層徹底してまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 できたらもっと積極的な、法があろうとなかろうと、積極的な前倒して庁舎内も実施をしていただきたい、すべきであると、そのように考えております。これについては答弁いただいたら結構ですけど、答弁なければそれでも結構ですので、この問題については終わりたいと思います。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、質問をさせていただきます。

この問題については、そんなに重要な問題でもないと思うんですが、ただ問題が問題だけに指摘をしておきたいなと思っております。

京奈和自動車道、これ根来インターから橋本向けに入りますと、京奈和自動車道ののり面の崩壊が何か所かあるんですが、岩出市内の根来インター約100メートルぐらい開通して、紀北の交通の利便性は一段とよくなったことは誰もが疑っておりません。ただ、対面交通であって、一度事故でも起きればストップをしますし、危険性もあると考えられております。

中央分離帯部分の改善も待たれますが、今回は根来インターに進入し、橋本方面に向かって約100メートルぐらいの箇所へののり面が、過去からずっと崩れたままで、ブルーシートでカバーされております。この一帯は、過去にものり面の崩壊、採石場の盛り土の関係で、集中豪雨が起きた場合に、上には太陽光発電がありますが、設置をされておりますが、今後、集中豪雨であの一帯に雨が降りますと、京奈和道を含めて、広域自動車道への被害が発生するのではないかということで危惧をしております。

そこで、岩出市の考えをお聞きしたいんですが、まず第1点に、このままの状態ですておくのか。それから、2番目に安全は確保されているのか。今後、抜本的な対策をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の6番目、京奈和道路根来インターのり面崩壊対策について、通告に従い、お答えいたします。

議員ご質問ののり面崩壊箇所は、平成29年10月の台風21号の豪雨により被災し、のり面がずれたことから、現在、ブルーシートで保護しております。

なお、平成30年10月から復旧工事に着手し、平成31年2月末の工期と道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

(な し)

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回、質問については、台風21号の災害対応について、2点目として、上岩出保育所近くにある地蔵池の葦の穂についての2点について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、台風21号の点であります。実際、今回の台風、私も生まれて初めての経験ではないかなというぐらいの大型台風というような状況でございました。実際には、自分の家から出るにも出られないと。ただ、近所の関係なんかにおいても、カーポートなんかめくれ上がると。それが1メートル、1メートル半も吹き上げられるような状況で、いつ、それが近所に飛んでくるかわからないというような状況がある中で、そういう場も見ながら対応せざるを得ないというような状況でございました。皆さんに聞いても、本当に今回の台風は怖かったというような状況でございました。

また、私の近所の家の方なんかは、屋根が8割飛ばされた。そして、その屋根の木材ですね、大体3区画の部分で、3メートルぐらいの屋根の木材ですね、そういうものが私のお隣の家のカーポートの家まで飛んでくるというような状況もございました。約30メートル、40メートル、その家の飛ばされたところから離れていると、そういうところまで飛んでくるというような、本当に恐ろしい台風だったと本当に思うんです。

こんな点において、今回のこの台風21号の災害、これが実際には岩出市の中でどのような状況だったのかという、今回の台風21号における岩出市内の状況はどうだったのかという点、被害状況はどうだったのかという点、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

2点目として、給水対応というようなものなんかでございました。市内放送で、夕方、高層マンションや、また地区のアパート関係のところなんか給水ができないという、こういう指摘を受けてのものだったと思いますが、市内放送では、この給水対応として、総合体育館で給水を行いますと、こういう市内放送もありました。

この点では、総合体育館1カ所、こういう状況としたのはどういう理由からなのか。いろんな災害なんかにおいては給水マニュアル、こういうものもあると思

ますが、岩出市では災害における給水マニュアル、この点ではどのようなになっていたのかと。

また、翌日には公民館で給水の対応がされたというようなことも聞きますが、給水対応面での岩出市としての検証、また、今回の台風における課題面、こういう点については市当局としてどういうふうに捉まえたのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

3点目には、通告では避難勧告というふうにしたんですが、実際には、正確には、一次避難情報だったとのことでした。しかし、いずれにしても、市民に対して避難が必要なんだという、こういう情報が発信されました。こういう点において、今回の21号台風において、各避難所、幾つもあるんですが、この避難所における状況はどうだったのかという点、この点を3点目にお聞きしたいと思います。

また、4点目には、避難行動に対しての要支援者、この方たちが避難生活をするための、特に福祉避難所ですね、その対応面、こういう点が、今回の台風なんかではどうだったのかという点、お聞きをしたいというふうに思うんです。実際には、福祉避難所に対応するそういう方たちに対して指揮系統なんかはどういうふうにされて、職員の方が連絡要員なり、いろんなそういう方を移動させるための体制面、そういう点ではどうだったのかという点なんかも本当に大事なことだと思うんですが、最初には、各避難所でのそういった実態、こういうところなんかでは、市としてどのような対応されたのか。また、いろんな連絡要員の方なんかにはどのような形で対応されたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目には、各避難所における市の職員の方の配置の体制面、こういう点では、今回の台風の襲来に備えて、実際には何時間前に職員が配置をされたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

6点目には、今回の台風における瓦れき処理、この点については、私、大きな教訓があったのではないかなというふうに思うんです。今回、市がとられた対応については、今回の台風における瓦れき処理、これは産廃業者に処理をしてほしいという、そういう産業廃棄物扱いであるということを市の対応はとられました。

しかし、実際には市民の皆さんは、地震や台風、こういうようなときなんかは市が処理回収してくれるものだというふうに多くの方がやっぱり思っていたと思うんです。この点では、今回の場合、市の対応と市民の皆さんの考え方、この考え方の違いというものが本当に浮き彫りになったと私は思います。

実際には、産業廃棄物扱いというのであれば、実際、今回の場合は個人責任で回

収められたという形になっています。しかし、自然災害による、こういう瓦れきについては、今回のようなこういうような部分であったとしても、個人責任で回収しなさいというのが、今回とられた市の対応だったと私は本当に思うんです。

この点から考えると、少なくともこうした対応のあり方については、当初の対応であったとしたとしても、市として、今回の瓦れきの場合については、産業廃棄物の業者、こういう方に処理をしてくださいと。また、処理についてはこういうような業者さんがいますよということ、少なくとも行うわけではなかったと思いますが、実際には、先ほど玉田議員の質問の中で、この対応については、今後、やはり今回のような対応というのはどうなのかという点から見ても、市として、仮置き場ですね、今後は、仮置き場等で市が直接回収するというようなことを答弁が実際にはされました。

その点においては、今後こうした瓦れき処理の対応なんかについても、改めて、市民の皆さんなんか、どうあるべきかということなんかを市の広報等で取り扱い方法なんかを改めて周知を行っていく、こういう必要があるんじゃないかと考えます。

実際には、今後、こうした瓦れき処理に関して、市として、今どのように考えておられるのか、また、今後の対応についてどうしていくのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、岩出市としても、今度、防災訓練というものが、10月の28日に防災訓練、これが行われます。今回のこの台風があったことによって、私は、岩出市としても幾つもの今後に生かす教訓があったのではないかとこのように考えます。

岩出市として、今回のこの台風の件について、今後の10月28日の防災訓練には、どのような点を生かしていこうと考えているのか、このことを最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1番目、台風21号の災害対応について、お答えいたします。

1点目の台風21号における岩出市内の状況はについてでございますが、9月4日火曜日の台風の接近に伴う暴風雨により、倒木や電線切断による道路の通行どめが5件、また市内の多数の地域において停電が発生しました。そのほか屋根瓦の破損等に伴う罹災証明書の交付申請が9月13日時点で103件ございます。

次に、3点目の避難準備情報が出されたが、各避難所での実態状況は、についてでございますが、9月4日の午前7時に台風接近による警戒態勢のため、避難準備、高齢者等避難開始を発令し、市内9カ所に避難所を開設いたしました。

避難者数については、最大で総合保健福祉センター75名、総合体育館28名、岩出地区公民館25名、山崎地区公民館8名、根来地区公民館7名、上岩出地区公民館15名、紀泉台地区公民館6名、桜台地区公民館3名、サンホール5名、計172名となっております。

次に、5点目の各避難所における市職員の配置体制面では、台風襲来に備え、何時間前に配置されたのかについて、お答えします。

台風接近に伴う大雨暴風雨警報が9月4日火曜日、午前4時8分に発令されたことに伴い、職員の配備体制を発令し、参集を開始しました。午前4時30分から順次配備についております。各避難所には、原則1名の職員を配置し、夜間は原則2名の職員を配置しております。

次に、7点目の10月28日に防災訓練がありますが、今回の台風における教訓として、どのような点を生かしていこうと考えているのかについてでございます。

10月28日日曜日、午前9時の市内放送を合図に、市内各小学校及び船山地区公民館において、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したとの想定で、岩出市地域防災訓練をいたします。

市政懇談会で市長が申してきましたように、初動体制の確立が最も重要と考えており、各自治会等で定める一次避難所に一旦避難して、安否確認をし、訓練会場へ参集していただくこととしております。

また、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等の連携、また自分や家族の命はみずから守る自助と、地域で助け合い、支え合う共助を主体に実施する場として訓練を実施いたします。

また、災害時においては、避難情報等の伝達が重要な事項の1つであり、本年度は緊急速報メール及びエリアメールの配信訓練を新たに実施いたします。

○吉本議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 増田議員ご質問の1番目の2点目、給水対応として総合体育館で給水されたが、災害における給水マニュアル体制ではどのようになっているのか、また、翌日に公民館で給水対応されたと聞くが、給水対応での検証と課題面はどう捉まえたのかについて、お答えいたします。

上下水道局では、水道施設危機管理対策マニュアルを策定しており、応急給水に



つきましては、災害発生による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模などを設定し、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況などを踏まえ、運搬給水、拠点給水、仮設給水から、当該地区に適切な給水方式を採用して実施することとしております。

今回の台風21号による停電は、浄水場では第二浄水場、第三浄水場、中島水源地で発生したため、自家発電機による運転を実施しました。

また、中継ポンプ所では、3カ所のポンプ所で、各配水池の水量を確認しながらの作業となったため、手動運転を実施し、通常どおりの給水を行いましたので、市が管理する水道施設での断水はしておりません。

しかし、一部地域のマンションなどの集合住宅において、建物所有者が管理するポンプの停電により、各戸への給水ができなかったものです。この対応として、当初、公民館を給水拠点とする予定でありましたが、停電で使用できない公民館があり、市の中心部で停電が発生していない安全な総合体育館を拠点として給水活動を行いました。

翌日は、停電していた公民館の復電を確認の上、午前9時から午後6時まで、各地区公民館を拠点として給水を行いました。

今回、広範囲に停電がありましたが、各施設の適切な運転操作により、安定的に給水することができ、問題はなかったと考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の1番目の4点目と6点目について、通告に従い、お答えいたします。

まず4点目、福祉避難所への対応についてでございます。福祉避難所は、高齢者や障害者等のように、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所ですが、災害の状況により必要に応じて開設される二次的避難所であり、発災当初から直ちに開設するものではありません。今回の台風において、福祉避難所は開設してございません。

続きまして、6点目の瓦れき処理について、お答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生いたしました。特に今回は暴風を伴ったことにより、多くの瓦れき類が発生し、市民から処理方法について多数の問い合わせがございました。

本市では、全戸配布しておりますごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による

受け入れを行い、問い合わせがあった場合には、瓦、コンクリート類の瓦れき類については適正処理困難廃棄物回収の機会を、それ以外の廃棄物についてはクリーンセンターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお伝えさせていただきました。

なお、産業廃棄物収集運搬許可業者については、許可権者が県知事であり、市内外にかかわらず県下全域で事業活動が可能であることから、市内事業者だけの情報提供は行っておりません。

今後は、災害によって発生した廃棄物の処理方法について、市ウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への周知に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 瓦れきの処理の問題なんですが、先ほども言ったんですが、玉田議員の中で、やっぱり仮置き場なんかもつくって対応していくという、そういうことは、要するに、行政の責任でこれは撤去していくんだということだと思っんですね。

しかし、今回の場合、個人で回収されている方なんかもたくさんあると思っんですね。その方は業者なんかにお金を払って回収してもらっているという対応になると思っんです。そういう点では、やはりそういう個人負担をされている方について、実際にはこの処理費用の補助していくと。やはりそういう生活していく中の変な中で、実際には行政の対応の面から見ても、そういう個人負担は、やっぱり各家庭には負担になっていると思っんです。

そういう点では、自己処理というんですか、自己責任で処理をされている方について補助していく、そういうような考えは、市として持っておられるんでしょうか。

それと、2点目に、今も災害の被害言われました。少なくとも103件、罹災証明というのが出されたという、こういうことです。実際には、今も数々の地域で、屋根を飛ばされた方や壁を壊された方とか、またカーポートなんかも大きな被害を受けている、そういう実態もある中で、ブルーシートがやっぱりかぶされているんですね。このブルーシートについては、岸和田市や、また海南市なんかでも、こうした被害に遭われた方に、こういうブルーシートが配布をされてきています。

しかし、岩出市ではこういう取り組みというのはされていないんですが、こういう他の自治体のように、岩出市として、こういうブルーシートを災害が起きたときに配布していく、こういう考えは岩出市としてはないんでしょうか。この点について、2点目としてお聞きをしたいと思っます。

それと、避難情報、朝の4時何分に発令されと。4時半には各公民館なんかに職

員が配置をされたということなのですが、こうした配置された職員というのは、前日からこの庁舎におられて、そういう情報が発信されたと同時に、こういう公民館なんかに行かれたんでしょうか。この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所関係の対応については、今回の台風については、そういう対応はとっていないんだという、そういう答弁でございました。しかし、そもそもこの福祉避難所への避難、こういうことなんかも、本来、移動手段、そういうところに移りたいんだという方なんかも含めて、やっぱり市の対応としては求められたんではないかというふうに思うんです。

先ほどからの台風関係の部分については、避難行動の要支援者、これについては少なくとも377名、この方たちは、こういう福祉避難所に、危ないから移動しませんか、こういう対応なんかがやっぱり私は求められたんではないかというふうに本当に思うんです。この点では、市の当局として、今回のこういう台風関係において、この避難行動要支援者、この方については、なぜ福祉避難所への移動体制というんですか、そういう支援要請ということなんかがされなかったのか、この点をお聞きしたいと思います。

今の点とも若干絡むんですが、この避難所関係なんかについての部分なんかにおいては、岩出市なんかでも自主防災組織、こういうものが今構成されてきています。実際には、こういう自主防災組織、こういう方たちなんかについては、一次避難であれ、避難勧告であれ、避難指示であれ、実際にはそういう方たちの協力なしには、そういういろんな問題については、やっぱり解決できない大きな問題があると思うし、大きな力になると思うんですね。

今回の場合、こういう自主防災組織との関係でいうと、どのような自主防災組織をつくっている、そういう団体については、どういう行動がとられたのか。また、どういう点で問題があったのかなというような検証ですね、こういう部分なんかについては、市としてはどのように考えておられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、災害に当たって発生した廃棄物の処理に関する個人への助成を考えないの

かという主旨であったかと思えます。

今回、市民から廃棄物処理に関してさまざまな問い合わせをいただきました。玉田議員のご質問にもお答えいたしました。これらの問い合わせ内容を検証いたしまして、災害対策部局と情報を共有し、例えば、区自治会等にご協力をいただいて、仮置き場を設けて、そこへ集積された廃棄物について、市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類、規模あるいは市内の被災状況などにより、今後、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討してまいりたいと考えておりますが、議員がおっしゃられた個人への助成については考えておりません。

それから、避難行動、福祉避難所に関する再質問でございます。

先ほど申し上げましたように、福祉避難所は、特別な配慮を要する方々のために開設する二次的な避難所という位置づけになっております。先ほど、377名の方についてということと言及がありましたが、この377名の方は、災害時すぐ支援をしてほしい、こういう方がいてるというのを事前から警察あるいは救急のほうで把握してほしい。そのために事前に自分の個人情報をもそういう関係機関へ届けてもよいと同意した方々の数でございます。ですので、この377名の方イコール、この方々が福祉避難所へ避難する対象となる方ということではありません。

それから、先ほどの再質問の内容ですと、福祉避難所へなぜ移送しなかったのかというような内容でお聞きされたと思えます。福祉避難所は、今回開設しておりませんので、福祉避難所へは当然移送はしていないというところでございます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、ブルーシート配布の件でございますが、岩出市としましては、現在、ブルーシートの配布ということは考えてございません。

次に、職員の配備体制の、前日から現場におられたのかというふうなご質問だったかと思うんですが、職員の配備体制、これは各班体制をとっております。台風の前日に、既に気象情報等で大体来る時間が予測されておりますので、それは全職員に伝えております。それで、班体制当たっている方は、事前の心構えはできていると思えます。ただ、招集は大雨・暴風警報が発令されてから、それから一旦市役所の総務課まで来ていただいて、その後、各避難所等へ行っていただくと、そういう形をとってございます。

それと、自主防災組織の人について、これも対応、どういうふうな対応がとられたのかというふうなご質問であったかと思えます。

今回、自主防災組織の方に、特に依頼はしておりませんが、今後、いろいろな災害が起こった場合の連携等とかは検討をしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 個人処理された方についての補助はやらないんだという、この点では非常に残念かなというふうに思うんです。瓦れき処理についても、結構処理なんかに費用かかると思うんですね。そういう点では、私はやっぱり個人処理されている方については、市として温かい考え方を持って対処すべきではないかなというふうに思います。市として補助はする気がないと言明されているので、その理由は何かというのは、もう改めて聞きませんが、非常に残念な点があるというふうに思います。

それと、ブルーシートの件なのですが、これは改めて市長にもお伺いをしたいと思うんです。多くの自治体で、こうした被災者に寄り添う無料のブルーシートの配布、こういうものがされています。そういう点では、岩出市の市長として、今後こういうブルーシートの配布というような点なんかについての基本的な考え方、市長としての考え方、この点について、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所という部分については、今回、福祉避難所対応についてはとっていないんだという答弁でした。しかし、実際には、一次避難情報だからとらなかったのか。これがもし避難勧告、避難指示というような状況だったとしたら、市として、当然そういうような対応というのはとっておくべきものではないかというふうにも思いますし、そういう点においては、今後に生かしていく、そういうような点が、いろんな面が、私はあったのではないかなというふうにも思うんです。

そういう点では、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今回は残念ながらとられなかったと、そういう対応をとられなかったというんだけど、こういう福祉避難所に対して、対応していくという面においては、これを支援者、こういう方たちに対して、実際には自治会や自主防災組織、民生委員さんや児童委員さん、地区の福祉委員、社会福祉協議会、消防というようなこういう人の協力を得なければ、当然ならないというふうに思うんです。

そういう点においては、連絡網というのが、実際には市の職員から発信されると思うんですが、岩出市においては、こういう福祉避難所対応の場合、それをとる場合、連絡網というのは、例えば、市の職員が何人かの方に連絡をとったら、その連絡を受けた方が、また次の方に連絡をとっていくというような対応で、福祉避難所

なんかに移動していく対応をとっているのか。マニュアル的には、実際にはどういうふうになっているのか。そして、また市として、いろんな面として、今回の台風なんかにについては、教訓というものがやっぱりあったと思うんですね。そういう点においては、市の対応として、今後課題となるようなものがあったのかなかったのかという点、この点を再度お聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、避難された方、一次避難で避難された方が172名ということをおっしゃいました。そして、避難の場所については、9カ所ということで場所を聞いたんですが、この岩出市のホームページから引いた部分では、一次避難所、この部分については風水害時の避難所として、岩出地区公民館、山崎地区公民館、根来地区公民館、上岩出地区公民館、紀泉台地区公民館、桜台地区公民館、岩出地区コミュニティセンター、上岩出地区コミュニティセンター、サンホール、この9カ所が載っています。

それ以外に、今説明があった中では、あいあいセンターで75名の方が来られたと。岩出市の総合体育館、ここには28名の方が来られたという形になっていると思うんです。そういう点でいうと、市として、一次避難所で9カ所されている。それにプラス総合体育館とあいあいセンターが入っていますので、11カ所なんですね。だから、そういう点では、今回の場合、9カ所と言われたんだけど、11カ所に避難場所が開設されたというふうに考えていいんでしょうか。

また、当然、その11カ所に職員なんかも配置されなきゃいけない状況ではなかったのかというふうには思うんですが、この点で、市が今言われた9カ所の中で、どこが抜けているのか。このコミュニティセンター2カ所が抜けているのか、その辺、ちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えします。

いろいろ言われたんですけど、あとのことはよくわかりませんので、まずブルーシート無料配布、考えてございません。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、災害での廃棄物に係る個人への助成を考えていないというのは残念だということでございました。我々としましては、今回の状況を検証して、先ほども申し上げましたように、被災状況などにより、廃棄物処理の体制や仕組みを工夫して検

討していくとお答えをさせていただきました。これによりまして、災害廃棄物が発生した市民の方に対する利便性を上げていくということとやっぴいこうと考えておりますが、それに関して残念と言われたのは、非常に残念でございます。

それから、続きましては、福祉避難所を開設するのに、避難勧告とか指示というふうになってきたら開設せなあかんのではないかという主旨であったかと思ひます。先ほど申し上げましたように、福祉避難所と申しますのは、いわゆる二次的な避難所ということになります。まず、一次避難所へ避難していただいた中で、その避難の期間がどれぐらいになるのか、あるいはこの福祉避難所へ行かれる対象者がどれぐらい出られているのか、そういうのを見ながら、災害対策本部において、福祉避難所の開設を判断していくということになるかと思ひます。

それから、福祉避難所を開設した場合の連絡体制はどうかというところでは、基本的に、今申し上げましたように、皆さん、一次避難所、各避難所へ避難をされている状況で、福祉避難所を開設するということになります。ですので、各避難所を通じて周知するということが基本になるかと思ひます。

それから、今回に関しての福祉避難所の保護の災害時要援護者支援に関する課題はどうかというところでございます。防災対策に関しましては、自助、共助、公助、これらの連携、重要で、大規模な災害におきましては、公助としての消防、警察等の活動のみならず、共助として地域住民が助け合う、これが重要となってきます。そのことから、避難行動要支援者の名簿の整備あるいはこれらの方々を支援する方をふやしていきこうと、この辺について、これから進めていかなければならないと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問について、お答えいたします。

今回は避難準備ということでの自主避難所としての開設を9カ所行ったところで、マニュアル等にある一次避難所ということではなく、自主避難所ということで、各地区で避難できるようにということで、9カ所を選定して、避難所を開設いたしました。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

休憩 (14時45分)

再開 (15時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問を増田浩二議員、お願いいたします。

○増田議員 2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、地蔵池の葦の穂についてであります。

現在、地蔵池の池全体にまで葦が生い茂ってきて、その穂が周辺に飛び散って大きな被害が出ているんだという声も聞いています。以前にもこの地蔵池の問題というのも取り上げましたが、そのときの答弁なんかでは、水利権者とこの池の保全という点の部分で、今、いろいろと難しい側面もあるんだと。今、随時続行して協議をしているので、もう少し時間なんかも欲しいんだと。実際には、行政としても水利権者と話し合いが行われてきているということで対応がされてきています。

しかし、以前にも取り上げてから、もう何年にもなるんですが、その後、一向に改善されないという状況が続いてきています。以前は、池の中心部分なんかには水面なんかがまだ見えていたという、そういう状況だったんですが、今の現状は、水面が見えるどころか、地蔵池全体に葦が覆い尽くしてきている、こういうような状況になってきています。

この点においては、解決策をどのようにとろうとしているんでしょうか。

2点目には、この問題を解決していくに当たって、じゃあ、何が障壁となっているのか、何が実際には問題としてなっているのかという点、この点を明らかにしていただきたいと思うんです。実際に、その池の所有者、地権者、この方たちがなぜ改善の取り組みがされないのか。市として、改善がされないことに対して、どのような対応や話し合い、これをされてきたのか。この間の市の取り組みの内容、また、状況についてお聞きをしたいと思います。

3点目には、この地蔵池そのもの自身について、市としても、もう少し地権者に協力をいただく、こういうことなんかも含めて解決していくということも大事ではないかなと、一考ではないかなというふうに思うんです。現実には、この間、上岩出保育所の駐車場として、一部埋め立てを行って、そして、この地蔵池の活用としても、市として、この間、対応がとられてきました。改めて、市として、この池の全面的な活用という部分なんかも含めて、今の現状ではなしに、そういう新たな活用方法、こういう部分なんかも提示をして、この問題を解決していくということも考えていってはどうかというふうに思うんです。この点について、市の考えなんかも改めてお聞きをしたいと思います。



そして、4点目に、ちょっとかぶるところがあるんですが、実際には、この池そのもののこの問題、今の現状、ほっておいてはいけないと、やっぱり思うんですね。このままだったら、未来永劫、今のような状況、続いていくんではないかというふうにも危惧するところがあります。

実際には、この池全体を覆っている葦の撤去の対策、この撤去対策についての対応というのが、本当に早急に求められています。今後の対応、この点については、市としてどのようにされていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、地蔵池の葦の穂について、通告に従い、一括してお答えいたします。

地蔵池の所有者は岩出市で、管理者は地蔵池水利組合となっています。したがって、池の維持管理、池に繁茂している葦の撤去対策につきましても、地蔵池水利組合が行うこととなります。

従来から地蔵池の堤防の脱草、除草は、水利組合で年2回実施していますが、貯水面は実施していないため、穂が周辺に飛散し、被害が出ていました。市としましては、再三対策を行うよう要請していましたが、池の貯留部分で刈ることが困難であるとの理由で実施されないことから、平成28年4月21日には文書にて指導したところでもあります。また、平成28年12月27日に市政懇談会におけるご意見、ご要望について、地蔵池水利組合長に対して除草してもらおうよう強くお願いしております。

さらに改善されないことから、平成29年2月27日に、市役所において、水利組合に対して水利権等の放棄についても話し合いを持ちましたが、水利権者4名のうち1名が反対であるため、結論には至っていないのが現状であります。

現在、地蔵池を活用する考えはありませんが、今後も引き続き水利権の一部放棄も含めて、雑草を除草してもらえよう強く要請してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、何回も答弁いただいているんですが、要するに刈るのが困難なんだという理由だけなんですね。実際には、この水利権者、水利組合の方に対して、なぜもう少し、刈ってください、お願いしますという対応ではなしに、刈りなさいと。例えば、難しいのであれば、刈っていくためにはどうすればいいのかと。実際にはそういう対応を要請するだけじゃなしに、やはりもっと私は市が強く出るべき

ではないのかなというふうにやっぱり思うんです。

現実的には、刈られないと。刈れないのであれば、実際、岩出市が、要するに代理執行しますよと。そのかわり、あなた方にその部分については請求をしますよという形のことなんかも考えていってはどうかと思うんです。現実には、例えば、雑草ですね、空き地なんかの雑草、こういう部分なんかが生い茂っている。そういう部分なんかにおいては、いろんな問題が出てくるやないかと。虫の問題が出てくるやないか、虫が沸いたりとか、いろんな問題が出てくると。だから、市がかわって、そういうことを草を刈って、そのかわり料金についてはあなた方に請求しますよ。こういうことについては、市としてはとられているんですね。

だから、こういう点も含めて、この池の部分についても、そういうような対応ということなんかも、市としては考えてはどうかというふうに思うんですが、市がかわって、こういう代理執行をやって、その費用については請求します。こういうことなんかも市としては考えたこともないのか、この点について、改めてお聞きをしたいというふうにも思います。

もう1点は、新たな活用方法ですね。活用方法については考えていないということなんですが、この点については、池の所有権は市にあるんだというふうなことを言われてたんで、その辺のところについては、市としても、今のところは考えつかないということなのか、今後こういうような有効活用、こういうことなんかも改めて考えていくということなんかは考えていないんでしょうか。この2点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

刈るためにどうすればいいのか、代執行も含めて強く対応してはどうかというご要望について、お答えいたします。

市としましても、強く要望しているところでございます。ですので、先ほどご答弁させてもらいましたように、水利権の放棄も含めて話し合いをしてございます。ここには1回という表示をさせてもらっているんですけども、その後もさせていたでいるんですけども、水利権者のほうから過大な補償とか、そういうことも言われている現状であります。

それで、代執行のほうについてはまだ考えてございませんけども、なぜ刈らないかということをお聞きしたところ、ヘドロが腰付近までたまっているとか、池の

北側から流入が多いんで入ってくるであるとか、家庭排水が入ってくるとか、そういう理由で実現に至ってない状態になるんですけども、他の方法も考えて、これから強く要望してまいりたいと考えています。

それから、活用方法についてですけども、以前、平成10年には、上岩出保育所の駐車場がないということで、過去で水利組合と保証契約を締結しているんですけども、現在のところ、そういう池を活用した考え方は持ってございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、部長のほうから水利組合の方から過大な補償を要求されたというようなことが言われたんですが、要求された過大な補償というのは、どういうことを要求されたんでしょうか。その中身について、どういうふうな過大な補償という部分の中身、この点についてはどういうものだったのかという点、この点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問について、お答えします。

どういう過大な補償かということなんですけども、現在、4名の地権者がおるんですけども、もちろん水田をお持ちになっています。それで畑作もやってございます。池がなくなったら田んぼができない、畑作もできない。それで貯水池というか、そういうのをつくってもらえたらお受けしますよという、そういう案件でございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、ブロック塀対策についてであります。

大阪北部地震でブロック塀が倒壊し、小学4年生の生徒が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。これまでも地震におけるブロック塀倒壊によって亡くられる方、また、けがをされた方など、数多くいらっしゃいます。

和歌山県は、ブロック塀の緊急安全点検の実施を各市町村教育委員会に依頼をしてまいりました。その結果を7月24日、公表しています。翌25日付朝日新聞の記事から、県内、法令で定められた高さを超えたり、控え壁がなかったりするなど、危険と思われるブロック塀は、県内約計1万651カ所、通学路が4,508カ所、通学路以外が6,143カ所と掲載されておりました。

当然、岩出市も、この間、調査を行い、結果を和歌山県に報告していると思います。危険と思われるブロック塀について、岩出市内、何カ所あったのか。そのうち通学路について、学校区ごとはどうだったのか、まずお聞きいたします。

2つ目は、現在、県内30市町村中、補助制度があるのは9市町で、ほか10市町が創設予定となっています。岩出市においては、早くからこの危険なブロック塀対策において補助金を交付し、取り組まれており、大変評価はできますが、しかし、平成21年度は4件、平成23年度、1件、平成25年度、2件と、数字で見ると補助制度の活用はわずかであり、なかなか活用されていないのが実態ではないでしょうか。撤去は所有者自身に任されるため、撤去改修で持ち出しが生じることにも大きくかかわっているのだと思います。

今回、市長の行政報告にもありましたが、早期改修のための具体的な施策についてお聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員のブロック塀対策についてのご質問にお答えいたします。

危険ブロック塀の対応につきましては、大阪北部地震発生後、平成30年6月20日付で、和歌山県教育委員会から学校敷地内及び各小中学校から半径500メートルの範囲内の通学路の危険ブロック塀の調査依頼があり、岩出市としましては、学校敷地内だけではなく、全ての公共施設のブロック塀を対象に調査を行い、その結果について報告したところであります。

この調査により、公共施設については、小学校施設で2カ所、根来小学校で粉河加太線沿いのブロック塀87メートル、プールに面したブロック塀16メートル、山崎小学校で南門右側のブロック塀16メートル、西門のブロック塀2.5メートル、曾屋教育集会所の敷地左側のブロック塀5メートル、保育所施設では、上岩出保育所で北側のブロック塀31メートル、根来保育所で南側ブロック塀58メートルを危険ブロック塀と判断し、いずれも撤去改修を進めているところでございます。

また、通学路につきましては、危険と思われるブロック塀につきまして、校區別

で申し上げますと、岩出市小学校区で12カ所、山崎小学校区で3カ所、山崎北小学校区で1カ所、根来小学校区で16カ所、上岩出小学校区で8カ所、中央小学校区で1カ所、県立那賀高校の周辺で6カ所、中央幼稚園の周辺で7カ所の計54カ所ございました。

この調査結果につきましては、県教育委員会に報告後、和歌山県建築住宅課が委託した建築士により、8月27日から29日までの間、対象世帯に対して支援制度などに関するチラシを配付するとともに、危険ブロック塀の撤去改修について説明をしていただいております。市民からのブロック塀の補助制度についての問い合わせは、9月12日現在で12件となっております。

2点目、早期改修のための施策につきましては、今議会におきまして、平成30年度一般会計補正予算案に計上させていただきましたが、これまでの通学路等危険ブロック塀改善事業補助金の見直しを行いまして、補助限度額の拡充を図り、撤去改修により使いやすい補助制度に改正したいと考えてございます。

新しい補助制度は、2年間の時限とし、集中的かつ効果的に危険なブロック塀の撤去改修を促進する制度として考えておりますので、今後、新しい補助制度についてご活用いただくよう、広く周知してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、各小中学校から半径500メートル範囲内の通学路について、お答えをいただきました。では、それ以外の半径500メートル以外の部分はどうなるのか。通学路、何も地震が起こるのはいつ、通学中に起こるわけではなく、いろんなところで、いろんな時間帯で、いつ起こるかわかりません。通学路だけでなく、通学路以外も、その辺は一体どうなるのか。

また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法について、お答えいただきたいと思えます。

危険なブロック塀対策について、今、県のほうからもそちらのほうに伺って、周知徹底をさせてもらっているということでした。自宅のブロック塀について、危険かどうかというのは、やはり市民が関心を持っていても判断できないケースもあるかと思えます。

国土交通省が出しているブロック塀等の点検チェックポイントというのがあるんですが、このチェックポイントの5項目あって、5項目の中の1つでも該当すれば、専門家に相談をしたほうが良いというような形でのわかるようなものになっていま

す。こうしたチェックポイントの広報などで掲載してはどうか。また、じゃあ、専門家というのは、一体どこに相談をかけたらいいのかということです。これについては、県では無料で相談ができる建築士約150人の名簿を県の建築住宅課のサイトで公開をしています。

こうした情報も活用し、広く市民に周知する方法が必要だと考えますが、それについてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今回調査した500メートル以外の通学路、一般道、この危険なブロック塀の対応ということでございますが、この件につきましては、市としても課題として捉えてございます。今年度の市政懇談会におきましても、全ての会場で、補助制度、それから議員のご指摘ありました危険ブロック塀のチェックの仕方、見方ですね、これについて説明してきたところでございます。また、市広報、ウェブサイトにおいてもチェックの仕方とか補助制度についても周知をしているところでございます。

今回の補助制度の改正、県の和歌山防災パワーアップ補助金というのを財源としてございます。今後、市内全域の危険ブロック塀を対象といたしますと、どれぐらいの件数になるのか、把握できないのが現状でありますけども、今回の補正予算の枠は大きく超えるものになるであろうと想定してございます。

したがいまして、国、県などの補助金による財源確保が前提になるのかなと考えてございます。また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法としましては、対象となる件数、大変多くなると思います。例えば、県のように、建築士会に委託するのか、あるいは区自治会長さんをお願いするのか、また、市職員が分担して各家庭のブロック塀の調査をするのかなど、いろいろな方法があると思います。

今後、どのような方法で進めていくか検討していく必要があると考えておりますが、いずれにしましても、そのチェックの仕方、補助制度、こういったものにつきましては、引き続き市民の皆様へ危険なブロック塀の撤去改修に向けて、市広報等により周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、チェックシート、国交省のということですが、これ、今の補助制度で問い合わせをしていただきましたら、国交省と同じ形のチェックシート、教育委員会のほうで準備をしてございますので、それによりましてチェックをさせていただきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目は、国民健康保険制度の充実についてです。

健康の国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、現在は年金生活者など無職が4割、非正規労働者などの被用者が3割を占めるようになっていきます。

こうした中、国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半の270万円をピークに下がり続け、今や139万円にまで落ち込んでしまっています。国保制度がスタートした当初、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言していました。

ところが、自民党政権は、1984年の国保法の改悪で、定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から20.3%にまで引き下がっています。

このように加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中で、国保の1人当たり保険料は1980年代が3万円から4万円、1990年代は6万から7万円、2000年代以降は8万から9万円と上がり続けてきています。

低所得者が加入する医療保険なのに、保険料が高いという国保の構造問題は全国自治会、全国市長会などの地方団体も解決を求め、厚労省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっております。

現在、国保の1人当たり保険料は年間9.1万円ですが、今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年の1人当たり保険料は年11.2万円になると厚労省は試算をしています。

国保の国庫負担を抜本的に増額し、国保の構造問題を解決することが求められております。国民健康保険は、今年度から財政運営の責任主体を都道府県が負う都道府県化に移行がされました。政府は、制度移行による保険料の急騰で、国民の不満や怒りが生じることを避けるため、3,400億円を投入するとともに、市町村による一般会計から法定繰り入れを認めるなど、激変緩和を図っています。

一般会計からの法定外繰り入れについては、段階的になくすべきというのが従来

からの国の方針ですが、繰り入れがなくなれば、今でも高い保険料が、さらに引き上げる可能性も出てきます。引き上げれば滞納がふえ、受診控えによる病気の重症化などが広がることにつながります。

一般会計からの繰り入れを必要な規模で維持、そして継続することが大事だと考えますが、市の考えについてお聞きをいたします。

次に、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の考えについて。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税、国保料には、家族の数がふえるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世帯など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものは、子育て支援の逆行だという批判が高まり、全国知事会を初め地方団体からも見直しが要求されています。また、全国市長会においても、この内容を含んだ提言が出されています。

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で、子供均等割保険料の軽減措置導入の検討を国が約束しています。検討することが合意となっております。しかし、いまだ具体化されておられません。少なくとも子供の多い世帯に対する負担軽減や子供に係る均等割保険料、保険税の軽減は、少子化対策、子育て支援を実現するためにも重要だと思いますが、まず、市の考えをお聞きいたします。

3点目は、国民健康保険料の仕組みと重過ぎる負担は、明らかに子育て世帯に経済的困難をもたらし、子供の貧困を悪化させる一因となっていることから、子供の均等割軽減に踏み出す自治体が全国各地ふえてきました。

負担能力に関係しない重い応益負担が、子供にまで課せられています。子供の均等割を軽減することで、子育て世帯の負担軽減を目的としています。子供の貧困対策としても喫緊の課題ではないでしょうか。

均等割額の減免実施を岩出市に求めますが、それについてお答えいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の国民健康保険制度の充実の2点目と3点目について、お答えをいたします。

子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の考えについては、かねてより全国



市長会におきまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援する制度の創設について、国に対し要望しているところであります。

市独自の施策として、子供の均等割額を減免した場合、現行の制度では減免のための財源を他の被保険者などが負うことになり、公平性を欠くことになると考えます。市といたしましては、引き続き、県、市長会などを通じ、支援制度の創設について国に対し要望してまいります。

なお、ご質問の残りの部分は担当部長より答弁させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1点目、法定外繰り入れについて、お答えをいたします。

国保特別会計は、一般会計と区分し、独立して経理するとされておりますが、これまで保険給付費が急激に伸びた場合などに、後に精算することを原則として、緊急避難的に一般会計から繰り入れを行ってきたところです。

しかし、今回の国保制度改革により、今後このような事態が解消される見込みとなっていること、また、県の国保運営方針において、平成39年度までの期間で統一保険料を目指すこととされておりますが、それまでの期間は、市町村の本来集めるべき保険料が一定割合を超えた場合、激変緩和措置がなされること、また、決算補填目的や保険料負担緩和目的などの法定外繰り入れは、平成39年度までに計画的に解消すべきとされているなどから、基本的に法定外繰り入れはできなくなるものと考えております。

市といたしましては、特定健診や重症化予防等の保健事業による健康増進の取り組み、重複受診、服薬等医療費適正化の取り組み、収納率向上など財源確保を進め、安定的な国保運営に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1つ目は、加入者について、子供の均等割が課せられている世帯数について、岩出市はどれぐらいあるのか、お答えをいただきたいと思います。

2つ目は、今先ほど市長が答弁していただいたのは、やっぱり財源のことだったと思います。これ、やっているところでは、どのような形でやられているのかというので、ちょっとというのが2018年度からの支援金では、子供の人数に着目した配分もあって、これを活用している自治体もあります。

また、地方からの要望で、子ども医療費助成にかかわる国保の減額調整措置、い

わゆるペナルティーですね、これが未就学児までが国として廃止がされています。これまでペナルティーで課せられた分が課せられなくなった。その部分については、子育て世帯の加入者の均等割の部分に使用して、これに充てているといったケースもございます。

財源のことでできないとおっしゃったんですが、それじゃなくて、この支援金を使ったり、今までかかっていたペナルティー分を財源に充てるというような方法はできないのか。それについてお答えを求めたいと思います。

国保の一般会計からの繰り入れについては、当然、国が一般会計から繰り入れはやめるようという形にだんだん取っていくと。ただ、和歌山県も、今、国保が9年ぐらいをめぐりに一本化にしようとしています、保険料の。ただ、保険料が、やはり急激に今以上高騰すれば、逆に、やっぱり払える方が、今度は払えなくなる。払えなくなればどうなるかと言え、例えば、市行政が取り立てを強化したり、取り立てしても、払えるものがなかったら、もちろん病院にも行けなくなるし、悪循環が起こらないかというところを心配するんです。

そうした点について、市としてはどのように考えるか、悪循環について。

保険料が上がれば払うことができない。払うことができないと、多分強化に走る。強化に走ったとしても、払うことがない者からは取り得ない。ただ、取り得なくなれば、やはり保険料が払えないということは、例えば、資格証明書、短期保険証が発行されたりとなった場合には、ますます病院に行けなくなって、重症化になってしまう問題が出て、負のスパイラルじゃないけど、悪循環が起こってしまうのではないかということについて、市として、この辺についてはどのような考えを持っておられるのか、これをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、子供の被保険者と世帯数でございます。15歳以下の子供で申し上げますと、被保険者数は1,219名で、世帯数は738世帯となります。

それから、子供の部分の均等割の減免という中で、いろんな市町村が工夫をしてやっておるといところで、その辺について、岩出市としてはどう考えるかといところでございますが、確かに被用者保険の保険料、所得比例になっているのに対して、国民健康保険税は地方税法に基づいておりますので、所得や資産等、被保険者の負担能力に応じた応能割額と、それから利益を受ける期待率に比例して負担す

る応能割額、これにより算定することとなっております。人数がふえますと、受益の期待率、当然高くなりますので、相応の負担を求めるという理念に基づいて制度が設計されておるといところでございます。

この均等割、減免するということになりますと、先ほど市長の答弁がいたしましたように、現行の制度でありますと、免除した財源を基本的には、ほかの国保被保険者あるいは他の被保険者の方が負担するという形になりますので、公平性の点で、やはり問題が生じるのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き全国市長会を通じて、子供の均等割保険料の軽減する支援制度の創設について、国に対し要望をしております。

それから、3点目ですが、県への納付金の関係で、保険税が大幅に上がるということで悪循環になることはないのかというご質問であったかと思えます。

今、県の国民健康保険運営方針というのが出ております。先ほど保険料の統一であるとか、それから法定外繰り入れを解消していくという、こういうことをいろいろ書かれておるわけなんですけども、この運営方針の中には、国保税の激変緩和措置ということで、新制度施行に伴い、市町村で本来集めるべき1人当たりの保険料（税）が、一定割合以上増加すると見込まれる場合、県の繰入金により激変緩和措置を講じることとしますと、このように明記をされておりますので、年によって上がり下がりは当然出てくるとは思いますが、被保険者の方々の生活を直撃するようなレベルの激変はないものと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけなんですけど、先ほど、部長答えていただいたんですが、ちょっと気になる点が、国保制度そのもの自身は、もちろん人数がふえればふえるほど国保税が上がるというのは当然なんですけど、これについては、所得のない子供たちにまで課せられているところもあるんです。

多ければ多くなるほど国保税が物すごく高くなって、逆に、今言われる子供の部分については、子育て世帯に対する負担軽減、少子化対策は子育て支援をするために、当然、全国の市長会や、また、知事会とかが求めているという点では、岩出市としても、制度自身ではふえるから、当然、かかってくる保険料がふえるんだという認識ではなく、しっかり岩出市としても、市長会だけではなく、きっちりと国に申し立てて言っていたらいいと思うんです、この減免については。その辺だけ、

1点だけ言っておきます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

国保の制度設計というのが、先ほど申し上げたような形になっておるというところで、なかなか市としての自由な裁量というのは難しいところがございます。まして、保険料に関しても、行く行くは統一されていくというような動きもございますので、なかなか市独自の措置というのが、より一層難しくなっている状況であります。議員おっしゃいますように、引き続き、これに関しましては、県、全国市長会を通じ、支援制度の創設について強く要望してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告8番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、2点、総括方式で質問をさせていただきます。

まず1点目につきまして、高齢者肺炎球菌ワクチンについてであります。

肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い、年々死亡者数も増加しております。中でも、ふだんの社会生活を送っている人に罹患した肺炎、すなわち市中肺炎において最も多いのが、肺炎球菌性肺炎であります。ワクチンによる予防が重要視されております。

さらに、肺炎球菌ワクチンは、医療費の削減効果も非常に高いことが実証されており、保険医療費の削減効果は、65歳の方が全員接種したと仮定した場合、日本全国で、現在、平成21年ですけれども、174.7万人の65歳の方がいらっしゃるんですが、1年当たり、その方が全員接種をした場合、5,115億円の削減効果があると厚労省は推計しております。

平成26年度から始まった肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は5年間で、65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、65歳以上の全ての対象者に接種の機会が平等に与えられました。平成31年度以降は、対象者が65歳のみになり、66歳以上の方は定期接種から外れることとなります。

実際問題として、接種率も低く、助成制度を利用していない人が多いように思われます。接種率の向上は、岩出市の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、

医療費削減効果にもつながるため、接種できなかった市民のための救済措置を行うべきではないかと提案するものであります。

そこで、以下の点について質問いたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業に関して、平成26年度から平成29年度の岩出市の定期接種対象者の接種率、すなわち対象者数と対象接種者数について、お答え願いたいと思います。

2点目は、厚労省より、先ほど言いました、平成21年、174.7万人の65歳の方に全員ワクチン接種することで、1年当たり5,115億円の医療費削減効果があると試算されており、岩出市に置きかえると幾らの削減効果が見込まれるのか、お答え願いたいと思います。

3点目、一度も助成制度を利用したことの無い接種できなかった市民のための対策として、救済措置を設けるべきではないかと提案いたしますが、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、一般質問2点目は、大池親水池公園の環境整備についてであります。

現在、水栖大池公園は、ボランティア団体や市民の皆さんのおかげで、美しく、かなり整備され、感謝いたしております。今では公園の利用者も多くなり、市民の憩いの場となっております。そこで、近隣の住民の方々より数点要望が届いておりますので、善処していただきたく、下記の4点について質問いたします。

まず1点目は、夜間での散歩者がふえている関係で、安全面からも、池の北側にも街灯の設置は必要ではないかというご意見でございます。

2点目は、現在、北側の駐車場は水利組合の管理となっておりますが、市民の方も利用できるよう交渉できないかということです。

3点目、グラウンド内に木陰となるような大きな木の植樹はできないか。

4点目、公園北側の用水路は浅く、魚や蛍の幼虫などのすみかとして、市民の皆さんが親しめることができる場所でもありますが、常時水が流れている状態ではないため、小川のような常時水が流れている環境をつくることはできないか、お尋ねいたします。

以上で、私の1回目の質問は終わります。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の1番目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、お答えをいたします。

岩出市における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、平成26年度、対象者2,436人で、接種者1,073人、44%、平成27年度、2,400人を対象者で、接種者910人、37.9%、平成28年度、2,664人の対象者で、接種者1,046人、39.3%、平成29年度、対象者2,880人、接種者1,179人で、40.9%、4年間で対象者1万380人に、接種者が4,208人、40.5%となっております。

次に、2点目、ワクチン接種による岩出市の医療費削減効果につきましては、市として、削減額を試算する詳細なデータがないため、正確な数字を試算することができません。しかし、議員がおっしゃられた65歳の方にワクチン接種することにより、国全体で1年間に5,115億円の医療費削減効果があるという厚生労働省の試算からも、岩出市においても一定の医療費削減効果はあると考えます。

3点目についてです。当市の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業は、予防接種法に基づき、国が定める内容で実施をしております。議員ご提言の接種できなかった方への救済措置につきましては、予防接種法に基づくものでなく、市独自の事業として実施することとなります。他の福祉保健事業とのバランスもございますので、現在のところ実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、大池親水池公園の環境整備についての1点目、夜間での散歩者がふえている関係で、池の北側道にも街灯の設置について、お答えします。

水栖大池公園の照明につきましては、平成23年4月の開園時には、園内及び池の園路西側・南側で点灯しておりましたが、近隣住民の方から、子供たちが夜遅くまで騒いでいるといったご意見があったり、照明設備が壊される事案が発生するなどしたため、平成24年3月から消灯している状況ですので、新たに北側に街灯設置の考えはございません。

次に2点目、現在、北側の駐車場は、水利組合の管理になっているが、市民の方も利用できるように交渉できないかについて、お答えいたします。

公園北西部の駐車場としての活用についてですが、公園を開設するに当たり、公園の日常管理等を担う水栖大池保全委員会と駐車場の必要性について協議を行ったところ、管理上の問題等もあり、必要ないとの意見があることから、市としましては、この土地を駐車場として活用する考えはございません。

次に3点目、グラウンド内に木陰となる大きな木となる木の植樹はできないかに

ついて、お答えいたします。

水栖大池公園につきましては、園内東側と大池にかけている橋の中央部の2カ所に屋根と椅子が一体となった東屋、公園南側には17本の中木、南側入り口付近には1本の高木があり、今年度、熱中症対策を踏まえた利便性の向上を目的に、ボランティアの方の協力のもと、グラウンド西側に設置しているパウゴラに日よけネットを設置したところであり、新たな木の植樹は、現在のところ考えておりません。

最後に4点目、公園北側の用水路は浅く、魚や蛍の幼虫など、すみかとして市民の皆さんが親しめる場所であるが、常時流れる水路になっていなく、小川のような環境をつくることはできないかについて、お答えいたします。

北側の用水路につきましては、公園北側にある学習活動等に利用する水田に水を引くためのものであり、また、用水は小田井用水路からの取水となっているため、通水時期のみとなるため、常時流れる小川としての利用は難しいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の肺炎球菌についてであります。岩出市でどれほどの医療費が削減できるかということ、試算できませんかということであったんですが、ちょっと正確な試算ができないという答弁でございましたので、私なりに試算を1回してみました。

5,115億円が医療費削減になるという厚労省の試算の内容につきましては、平成21年度の65歳の全人口174.7万人が仮に全員が接種をした場合に、医療費削減効果は、この5,115億円だということを公表しております。その数字をもとに、平成27年の岩出市の人口は807人です。この807人に対して、5,115億割る174.7万人掛ける807人にしましたところ2億3,627万円、約2億3,000万ほど医療費の削減効果が考えられると。全員接種した場合でございますが。

そこで、66歳以上の人口につきましては、平成27年は、岩出市は1万373人です。先ほどお答えいただきました接種率の平均を掛けてみますと、40.5%を掛けますと、4,201人が接種されておまして、未接種の方が6,172人になっております。したがって、先ほどの数値を当てはめますと、5,115億割る174.7万人掛ける6,172人は、約18億が接種しないことによって、岩出市は医療費の削減ができなかったという試算になります。

この接種できてなかった方々に対して、もう一度救済措置を行うことによって、仮にこの6,172人の中で20%の方が接種したとしますと、約3.6億円、医療費が削減

になります。また、もうちょっと低く10%の方でも、もう一度接種したというふう  
に考えますと、その半分の1.8億円が医療費の削減につながっていくわけでありま  
す。

なぜ、私がそこまで言うかといいますと、実は、先日、私の家に電話がありまし  
て、これは以前一般質問しましたレセプトデータに基づくレセプトヘルス事業とい  
うのが、今実施、岩出市もされております。

そして、私は糖尿が何十年となっておりますので、そういう糖尿の方に対して重  
篤な疾患に陥っていかないようにということで、岩出市がある会社に発注しまして、  
委託しまして、そこからレセプトデータに基づいて、いろんな健康相談をするとい  
うシステムになっておるわけですが、私にも電話かかってきて、これから健康  
相談も受けていきますので、10名、年間されるそうなんです、入りませんかとい  
う問い合わせがありまして、私の場合、ドクターと二人三脚でずっとやって安定し  
ておりますので、丁重にお断りしたんですが、そのように、なぜレセプトデータヘ  
ルス事業が行われるかという、これはあくまでも重症化していかないようにとい  
うことで、国の政策として、医療費の高騰を下げていくという1つの事業でありま  
す。

したがいまして、今回のこの肺炎球菌ワクチンにつきましても、国の事業として、  
65から100歳まで5年刻みで、肺炎球菌を補助制度として、現在やって、平成31年  
度で終わってしまいます。

そういうことで、これからは65歳の方だけずっと受けていくということなんです  
が、その間の全ての岩出市の方、受けられるべき人が、実は40.5%以外の方、いわ  
ゆるほかの残りの方は、肺炎球菌を受けなければいけなかったんですけども、これ  
は受けなかったということの数字であります。この方々が少しでも受けられますと、  
岩出市としても保険医療費が非常に低くなるという試算であります。

それと、もう一つは、私、5月に、実は肺炎行いました。何か熱が上がったり下  
がったり、おかしいなと思って医者に診てもらったところ、肺が白く曇っておりま  
して、肺炎ですよということで、余り自覚なかったんですけども、急遽点滴打って、抗  
生物質を打って、約3日か4日で治ってしまいましたけども、私は前年度に肺炎球  
菌のワクチンを打っておりました。その関係で、本当に軽症で済んでおります。

だから、今回、私自身も物すごく痛感しておりました、やっぱり高齢になればな  
るほど重篤になっていく非常に怖い病気でありますので、1人でも多くの方がこの  
ワクチンを打っておれば、非常に軽症で済むということも実感しておりますので、



そういうことで、今回、この質問をさせていただいたところでございます。

だから、未接種な方、こういった方にもう一度機会を与えていただいて、救済措置を行うべきだということと、もう一つは、救済措置がもし仮に行われるのであれば、徹底した周知を行い、そして、接種できなかった方々に機会均等を与えてあげていただけたらなという思いでいっぱいでございます。

そういうことで、再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それと、もう一つ、池のことですね。これも再質問ありまして、街灯につきましては、今のところ、ちょっと考えることがないということで答弁ありましたが、非常に暗くて、安全面とか保安面でちょっと犯罪の発生も考えられるということもありまして、住民の方から切なる願いがありますので、もう一度検討いただけたらなと思います。

また、今までに大池公園において木陰がないという、あることはあるんですけども、グラウンドでいろいろスポーツをしておって、ちょっとした木陰に座りたいなとかいったときに、そういう声があったんですが、今まで、かつて熱中症で倒れた等のそういう事例は、市に届いているか届いてないか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えをいたします。

救済措置について、改めてというところでございます。予防接種法の中で、A類とB類という区分がございます。A類と申しますのは、人から人に伝染することにより、その発生及び蔓延を予防するためということで接種を行うということになっております。ジフテリアとか、10種類ぐらいの疾病が掲げられております。一方、B類と申しますのは、主に個人予防目的のために行うものであるから、予防接種の対象者は、みずからの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うというような位置づけとなっております。高齢者の肺炎球菌の接種に関しては、こちらのB類のほうに位置づけられておるところでございます。

このような位置づけも含め、先ほど申し上げました他の福祉保健事業とのバランスも考えまして、救済措置等につきましては、現在のところ、実施する考えはございませんが、議員おっしゃいますように、市のほうでは、できるだけたくさんの方にワクチン接種をしていただけるよう、対象となる方への個別の通知であるとか、それから広報やウェブサイトの掲載等で、制度の周知徹底を行ってまいりたいと考えております。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

街灯の件につきましては、大池を利用される方々は、近隣にお住まいの方が多いと思われまます。近隣の区自治会や水栖大池保全委員会の総意のもと、要望があれば再検討や増設を今後検討してまいります。

そして、もう1点、熱中症の事例につきましてですけれども、現在のところ、そういった事例はございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これをもちまして、平成30年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時05分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成30年9月19日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員